

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

(改訂版)

令和 8 年 8 月 5 日
文 部 科 学 省

目次

1章 はじめに～学校規模適正化の背景と本手引の位置付け・・・・・・・・・・ 1

- (1) 学校規模の適正化が課題となる背景・・・・・・・・・・ 1
 - 平成27年手引き策定まで・・・・・・・・・・ 1
 - 平成27年手引き策定後における学校を取り巻く環境の変化・・・・ 2
 - 市町村における検討状況、計画策定の重要性・・・・・・・・ 4
- (2) 学校規模の適正化に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 6
 - 教育的な観点・・・・・・・・・・ 6
 - 地域コミュニティや教育の核としての性格への配慮・・・・ 6
- (3) 地理的要因や地域事情による小規模校の存続・・・・・・・・ 7
- (4) 本手引の位置付け・・・・・・・・・・ 7

2章 適正規模・適正配置について・・・・・・・・・・ 10

- (1) 学校規模の適正化・・・・・・・・・・ 10
 - 検討の際に考慮すべき観点・・・・・・・・・・ 10
 - 基本的視点ー(1)学級数に関する視点・・・・・・・・ 12
 - 併せて考慮すべき視点
 - ー(2)学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数・ 14
 - 学校規模の標準を下回る場合の対応の目安・・・・・・・・ 16
 - 大規模校及び過大規模校について・・・・・・・・ 20
- (2) 学校の適正配置(通学条件)・・・・・・・・ 22
 - 通学距離による考え方・・・・・・・・ 22
 - 通学時間による考え方・・・・・・・・ 22
 - 各地域における主体的検討の重要性・・・・・・・・ 24

3章 学校統合に関して留意すべき点・・・・・・・・・・ 25

- (1) 学校統合の適否に関する合意形成・・・・・・・・ 25
 - 基本的な考え方・・・・・・・・・・ 25
 - 課題の可視化と共有・・・・・・・・ 25
 - 統合の効果の見通しと共有等・・・・・・・・ 31
 - 中長期的かつ計画的で丁寧な検討・・・・・・・・ 32
 - 統合を行う場合の検討体制の工夫・・・・・・・・ 34
 - 首長部局との緊密な連携による検討(総合教育会議での検討等)・ 39
- (2) 魅力ある学校づくり・・・・・・・・ 40

地域との協働関係を生かした学校づくり	4 0
魅力あるカリキュラムの導入等	4 1
施設整備面での充実	4 2
(3) 統合により生じる課題への対応	4 6
スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応	4 6
通学路の安全確保に関する対応	4 8
児童生徒にとっての環境変化への対応	4 8
地域との関係の希薄化を防ぐ工夫	4 9
地域の拠点機能の継承	5 0
統合に伴う諸事務の計画的な実施	5 1
統合の成果・課題の可視化	5 2
(4) 地域の大学等との連携	5 4

4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実 5 6

(1) 学校統合を選択しない場合	5 6
(2) 小規模校のメリット最大化策	5 7
少人数を生かした指導の充実	5 7
特色あるカリキュラム編成、 他地域からの就学者や異年齢児童生徒との交流等	5 8
(3) 小規模校のデメリット緩和策	6 0
社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保	6 0
多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って 学びを高める態度、向上心を高める方策	6 1
教職員の体制整備、育成等	6 2
リソースの有効活用	6 3

5章 休校した学校の再開 6 4

(1) 再開に向けた取組の工夫	6 4
学校選択制の部分的導入	6 4
区域外就学の促進	6 5
施設の維持管理及び活用方策	6 5
(2) 再開後の小規模校の活性化	6 6
小規模校のメリット最大化、デメリットの最小化	6 6
特別な教育課程の編成	6 6
国における支援メニューの活用等	6 6

6章 都道府県の指導・助言・援助の在り方・・・・・・・・・・ 67

(1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

(2) 適正規模・適正配置に関する支援・・・・・・・・・・・・ 67

 基準やガイドライン、手引等の策定・・・・・・・・・・・・ 67

 情報提供機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

 カリキュラム開発等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

 財政面・人事面での支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

(3) 統合困難な小規模校への支援の充実・・・・・・・・・・・・ 69

 教職員配置の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

 教職員研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

 モデル事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

1 章 はじめに～学校規模適正化の背景と本手引の位置付け

(1) 学校規模の適正化が課題となる背景

【平成27年手引き策定まで】

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高めることを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。
- このため、国では昭和31年に中央教育審議会の答申を踏まえて、事務次官通達を发出した後、昭和32年に『学校統合の手引』を作成し、翌33年には小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めるなどして¹、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。また、一部に学校規模を重視する余り無理な学校統合も見られたことから、昭和48年に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合存置の方が好ましい場合もあることなどを通達しています。
- その後も家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が一層顕在化することが懸念されてきました。こうしたことを背景として、平成27年には、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会が、これらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導・助言・援助を行う際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（以下「平成27年手引き」）を策定し、通知していますが、社会状況の変化により不断の見直しが必要となってきました。

¹ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については第49条において小学校の規定を準用しています。

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

【平成27年手引き策定後における学校を取り巻く環境の変化】

(人口減少の継続等)

- 我が国全体の人口問題に視点を当てると、我が国は2008年（平成20年）をピークに人口減少局面に入っているという状況が見てとれます。平成27年手引きの策定後も我が国の人口減少傾向は続いており、2015年（平成27年）に約1億2,710万人であった総人口は2024年（令和6年）に約1億2,380万人となり、約10年で330万人減少しています²。公立小学校・中学校に通う児童生徒数は2015年（平成27年）の961万6,553人から2024年（令和6年）の876万8,484人となり、約10年で約85万人減少しています³。
合計特殊出生率は低水準で推移していることなどから、人口減少は今後も継続する見込みであり、出生中位推計の結果に基づけば2070年には総人口が8,700万人となるとの推計もあります⁴。
- また、年少（0～14歳）人口についても、1980年代初めの2,700万人規模から減少を続けており、2021年（令和3年）に1,400万人台に減少し、2053年には1,000万人台を割り込むとともに、2070年には797万人になることが推計されています。これらの背景の下、小・中学校が過度に小規模化したり、教育条件への影響が出たりすることが引き続き懸念されています。
- 人口は単純に減少しているのではなく、一部地区への偏在が進んでいます。全国の人口集中地区の人口は平成27年の8,686万8,176人から令和2年には8,828万5,927人に増加しています。人口集中地区の人口が全国人口に占める割合も、平成27年の68.3%から令和2年には70.0%に1.6%増加しています⁵。
- 平成27年手引きでは、地域コミュニティの衰退、三世代同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子供の数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の社会性育成機能が弱まっているため、学校が小規模であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化しているとの指摘があることに言及していましたが、人口減少が進む中でこれらは引き続き課題となっています。

² 総務省「人口推計（2024年（令和6年10月1日現在））結果の概要」（令和7（2025）年4月）

³ 文部科学省「平成27年学校基本調査」（平成27（2015）年12月）、「令和6年度学校基本調査」（令和6（2024）年12月）

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（令和5（2023）年4月）

⁵ 総務省「令和2年国勢調査 人口集中地区の概要」（令和4（2022）年3月）

(学校教育の状況及び今後の方向性)

- 平成27年手引きの策定後、学校教育を取り巻く状況にも複数の動きがありました。まず、平成29年には小・中学校に係る学習指導要領が告示され「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められるようになっていきます。令和元年からは、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が推進されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大など「予測困難な時代」や「Society 5.0 時代」の到来といった社会情勢を踏まえ、令和3年1月には中央教育審議会から「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（以下「令和3年答申」）が答申されています。
- 学校における働き方改革についても大きく取組が進められています。最近では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が公布され、すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組み作り等が進められています。学校と地域との関係においては、平成29年に学校運営協議会の設置が努力義務化され、学校と地域の連携が一層進められています。
- 学校施設に目を向けると、公立小学校・中学校の約6割の施設が築40年以上経過し、そのうち7割以上が改修を要する状況となっています。また、学校施設と他の公共施設との複合化・共用化に取り組む事例があり、全国の公立小学校・中学校等1万1,450校（約39%）で取り組まれています⁶。
- 学校部活動についても中学生世代の人口減少に伴い、地方部を中心としてその状況が厳しくなっており、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、部活動の地域展開等の全国的な実施が進められています。
- これらのほか、AIの技術革新が進み社会全体でその実装が進む中、学校現場においても教職員の働き方改革や児童生徒の学びの充実に向け、生成AIを効果的に活用する事例が広がりつつあります。

(学校の適正規模・適正配置の動向)

- 公立小学校のうちその学級数が標準規模（12から18学級）に満たない学校は平成27年には全体の45.1%であった状況から、令和6年には全体の41.6%に

⁶ 文部科学省「公立小中学校等にかかる複合化の実施状況調査結果（令和4年度実施）」（令和4年（2022年）9月）

改善しているものの、依然として約4割を占めています。また、公立中学校のうちその学級数が標準規模（12から18学級）に満たない学校についても、平成27年には全体の50.3%であった状況から、令和6年には全体の48.2%となりこちらも改善しているものの、依然として約5割を占めています。一方、公立小学校・中学校数が平成27年の2万9,939校から令和6年の2万7,539校に減少する中で、1小学校1中学校の市町村等（市町村の域内に小学校・中学校が各1校しかない市町村、小学校1校しかない市町村、義務教育学校1校しかない市町村）の割合は、平成27年に全体の12.3%から令和6年に全体の15.7%に増加しています⁷。

- 平成27年手引きの策定後も継続して公立小学校・中学校に通う児童生徒数が減少する中で、学級数が標準規模に満たない学校の割合が減少していることや、1小学校1中学校の市町村等が増加していることから、市町村において学校の適正規模・適正配置について検討がなされ、対応が続けられていると考えられます。
- これらの状況を踏まえると、学校の適正規模・適正配置についての検討に際して、平成27年手引きが活用されていると推測できます。あわせて、文部科学省では平成30年度から「学校魅力化フォーラム」を開催し、学校の適正規模・適正配置を含めた学校の魅力化について事例の収集・共有を行っており、国及び地方公共団体における学校の適正規模・適正配置に関する知見の蓄積と共有が進み、市町村における検討に活用されています。

（通学条件等）

- 平成27年手引きの策定時においても、通学条件については、昭和31年当時と比べ、交通機関の発達等により、生活圏が拡大しているといった状況変化も含めて考える必要があり、昭和31年当時、スクールバス導入事例はそれほどなかったものの、スクールバスや路線バス、コミュニティバス等を含めて多様な交通機関が通学に活用されている実態があることを指摘してきました。学校統合後の通学手段について市町村を対象とした調査では、スクールバスや公共交通手段、スクールタクシーなどのほか、保護者による送迎を認めている学校が一定程度あることが確認されています⁸。

【市町村における検討状況、計画策定の重要性】

- 以上で述べてきた少子化に伴う学校の小規模化への対応を市町村ごとに見ると、必要な検討が既に行われている地域もある一方で、様々な事情から検討が進んでいない地

⁷ 文部科学省「平成27年学校基本調査」（平成27（2015）年12月）、「令和6年度学校基本調査」（令和6（2024）年12月）を基に算出

⁸ 文部科学省「令和6年度少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究」https://www.mext.go.jp/content/20260427-mtx_syoto02-000045768-33.pdf

域もあります。国全体として見た場合、標準規模を大きく下回る学校が依然として相当数存在しているとともに、1 小学校 1 中学校の市町村等の割合が増加していることにも留意が必要です。こうした小規模校には、個別指導が行いやすい等の利点もある一方、社会性の育成に制約が生じることをはじめ、教育指導上多くの課題が存在しているところ です。

- 国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものです。今後、人口減少が更に進むことが想定される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点 を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がっており、各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することと合わせて、諸課題の進行状況を踏まえると、その取組を加速することが求められます。その際、市町村においては、その地域がこれまで大切にしてきた学校教育の理念や考え方を土台としながら将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいかというビジョンを描いた上で、それぞれの設置校の状況や将来的な人口動態等のデータに基づいた学校の適正規模・適正配置について検討し、「学校の適正規模・適正配置計画」等としてまとめるとともに、定期的に見直し、その計画等を踏まえ対応していくことが望まれます⁹。また、計画等の策定・見直しを一つの契機として、保護者（未就学児の保護者を含む。）や、当事者である児童生徒の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織等の関係者との信頼関係を築きながら、過程を大切に した対話や議論を行うとともに、教育委員会と首長部局で共通の課題意識を持ちながら検討を進めることが大切です。
- 今後更に 1 小学校 1 中学校の市町村等の割合が増加すると単独の市町村だけではそれ以上の検討を行うことが難しくなることを踏まえて、都道府県が域内の市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことや、小規模市町村間で広域連携して検討を進められるようにすることが重要です。また、既にこれまでも学校の適正規模・適正配置の議論は住民の関心が高く、教育委員会のみならず首長部局を巻き込んで議論がなされてきていますが、今後は公共交通を含めた通学手段の観点や、他の公共施設との連携等を効果的に行う観点からも首長部局と共に検討を進めることが教育の機会の確保やより良い学校教育の実施の観点から一層重要となります。人口減少に伴って市町村における様々な資源の活用が困難となりますので、各市町村において、その地域における教育の機会をどのように確保していくかについて、

⁹ 「計画」に定まった形式はありませんが、学校の適正規模・適正配置に関する具体的な検討・合意形成の中で作成されることが想定されます。記載事項としては、児童生徒数の将来推計や学校施設の老朽化状況などの前提となる事実、地域において目指す教育の姿、具体的な統合対象校がある場合はその詳細な進め方、具体的な統合対象校がない場合は今後統合を検討する基準、小規模校を維持する場合にはその利点を活かし課題を最小化する工夫、などが想定されます。

まちづくりの議論の中で一体的に考えることが適切です。

(2) 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

【教育的な観点】

- 学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高めることを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。
- 学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性に加えて、その地域がこれまで大切にしてきた学校教育の理念や考え方を土台としながら将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいかというビジョンを描いた計画等も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数や将来的な人口動態等のデータの下で、具体的にどのような教育上の課題があるか、また、将来生じ得るかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模の適正化の検討を加速する必要があります。

【地域のコミュニティや教育の核としての性格への配慮】

- 小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、保育、地域の交流や学びの場、災害時の避難所としての利用等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。
- このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者（未就学児の保護者を含む。）や、当事者である児童生徒の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「学校を核とした地域づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望ま

れます。

（３）地理的要因や地域事情による小規模校の存続

- 特に山間へき地、離島といった地理的な要因や、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校を存続させることが必要であるとする地域、一旦休校とした学校をコミュニティの核として再開することを検討する地域なども存在するところであり、こうした市町村の判断も尊重される必要があります。
- 一方、こうしたケースにおいては、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み、学校が小規模であることのメリットを最大化するとともに、具体的なデメリットをきめ細かく分析し、関係者間で十分に共有した上で、それらを最小化するような工夫を計画的に講じていく必要があります。国や都道府県にはそうした市町村の取組を積極的に支援することが求められます。

（４）本手引の位置付け

- （１）で述べた背景の下、人口減少と少子化に対応した学校の適正規模・適正配置は全国的に大きな課題であり、学校設置者である各市町村においては、主体的な検討を行うことが求められているとともに、諸課題の進行状況を踏まえると、その取組を加速することが求められます。しかしながら、地域コミュニティの核としての性格を有することが多い学校の統合の適否の判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートかつ困難な課題であり、検討が必ずしも進んでいない市町村や、国に対し検討の参考となる資料の提供や優れた先行事例の提供を望んでいる市町村も多いところです。
- また、ほとんどの都道府県が、域内の市町村における学校規模の適正化が課題であると認識しているものの、積極的な支援に取り組んでいるところは一部にとどまっており、国に対し、検討の参考となる資料の提供や優れた先行事例の提供を求めている都道府県が多い状況となっています。
- この手引の元となる平成２７年手引きは、各都道府県・市町村のニーズに基づき、中央教育審議会等におけるこれまでの検討や、全国的な取組状況に関する実態調査¹⁰の結果得られた具体的な取組の状況も踏まえ、有識者の協力も得つつ、改めて、①各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について検討

¹⁰ 文部科学省「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」（調査時点：平成２６年５月１日、調査対象：全都道府県教育委員会、全市区町村教育委員会）

したり、②都道府県がこれらの事柄について域内の市町村に指導・助言・援助を行ったりする際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものであり、財政的な支援も含めた様々な方策と併せて地方自治体の主体的な取組を総合的に支援する一環として平成27年に策定したものです¹¹。

- 平成27年手引きが策定されてから10年が経過し、(1)で述べたように公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等について各市町村が検討するにあたっての状況が大きく変化していることを踏まえ、文部科学省において有識者会議（「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（以下「有識者会議」）。令和7年2月～8年3月）を設置し、検討を行いました。有識者会議では、平成27年手引きで示された学校の適正規模・適正配置の在り方についての基本的な考え方は現在においても引き続き妥当であるとされました。

平成27年手引きにおける基本的な考え方は次の3つです。

- ① 児童生徒の教育条件の改善の観点が学校の適正規模・適正配置の検討の中心であること。
- ② 検討に当たっては手引き上の基準に機械的に縛られることなく各地方公共団体において主体的に判断を行う必要があること。
- ③ 学校を統合する場合と小規模校を存続させる場合のいずれの場合でもその利点を活かし課題を最小化する工夫が必要であること。

- そのうえで、学校を取り巻く環境は引き続き大きく変化を続けており、上記の基本的考え方を踏まえた上で、学校を取り巻く環境の変化に応じた考えの深化や観点を平成27年手引きに追加し、学校の適正規模・適正配置を検討する市町村に対して取組を容易にする工夫を行うことが適切であることが有識者会議の議論で取りまとめられました。この手引きは、有識者会議のまとめを基に、平成27年手引きに必要な修正を行い、改訂したものです。

- 今回の手引き改訂の観点は次の3点です。次章以降は上記の3つの基本的考え方と以下の3つの観点を踏まえ、追記・修正しています。

- ・「広域化」：各市町村がそれぞれの域内だけを念頭に検討するのではなく、周辺の市町村を巻き込んだ圏域で検討するという観点。
- ・「総合化」：学校を設置する教育委員会の視点で検討するのではなく、首長部局も含めた各市町村全体でその地域の未来を考える視点で検討するという観点。
- ・「現代化」：学校教育の状況が変化していることを踏まえると、学校の適正規模・

¹¹ 本手引の公表に係る通知（26文科初 第1112号）の発出をもって、昭和31年の文部事務次官通知「公立小・中学校の統合方策について」（文初財第503号）、昭和32年に公表された「学校統合の手引」、昭和48年の文部省初等中等教育局長・管理局長連名通知「公立小・中学校の統合について」（文初財第431号）は廃止します。

適正配置を通して目指すべき学校の姿が平成 27 年手引き策定の頃から更新されており、それに対応した学校教育となるように検討するという観点。

- なお、学校の規模等に関して、各地域が抱える実情や課題は様々であることから、学校の規模や通学距離、通学時間、学校の統合や小規模校の充実策、休校した学校の再開等に関する様々な工夫の例示を含め、本手引の内容を機械的に適用することは適当ではなく、あくまでも各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれます。

手引きの要点

【手引きの基本的考え方】

- ① **児童生徒の教育条件の改善の観点**が学校の適正規模・適正配置の検討の中心であること。
- ② 検討に当たっては手引き上の基準に機械的に縛られることなく **各地方公共団体において主体的に判断を行う必要**があること。
- ③ 学校を統合する場合と小規模校を存続させる場合のいずれの場合でもその **利点を活かし課題を最小化する工夫が必要**であること。

【令和 8 年改訂の観点】

- 広域化**：各市町村がそれぞれの域内だけを念頭に検討するのではなく、周辺の市町村を巻き込んだ圏域で検討するという観点。
- 総合化**：学校を設置する教育委員会の視点で検討するのではなく、首長部局も含めた各市町村全体でその地域の未来を考える視点で検討するという観点。
- 現代化**：学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想の推進等
学校教育の状況が変化していることを踏まえ、
それに対応した学校教育となる記載に改める観点。

【計画の策定や検討の加速】

地域がこれまで大切にしてきた学校教育の理念や考え方を土台としながら将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいかというビジョンを描いた上で、それぞれの設置校の状況や将来的な人口動態等のデータに基づいて **学校の適正規模・適正配置について検討し、計画等としてまとめる**とともに、定期的に見直し、その計画等を踏まえ対応。 **学校の適正規模・適正配置の検討を加速**。

2章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化

【検討の際に考慮すべき観点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小学校及び中学校では「12学級以上18学級以下」、義務教育学校では「18学級以上27学級以下」が標準とされていますが、これらの標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です¹²。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化¹³の検討に際しては、小学校及び中学校の12学級（義務教育学校の場合は18学級。以下同じ。）を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。
- さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められます。その際、現時点で標準的な規模である学校についても今後10年以上の将来を見据えて検討することや、時間的な余裕をもって検討を行うことにも留意が必要です。

¹² 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

¹³ 学校規模の適正化を図るための手段としては、主として学校同士の統合が考えられますが、それ以外にも、通学区域の見直しにより大規模校の児童生徒数を減らし、小規模校の児童生徒数を増やすこと、過大規模校を複数の学校に分離すること、学校選択制を部分的に導入すること（いわゆる小規模特認校制度）により域内のどこからでもあらかじめ指定する小規模校への通学を可能とすることなども考えられます。

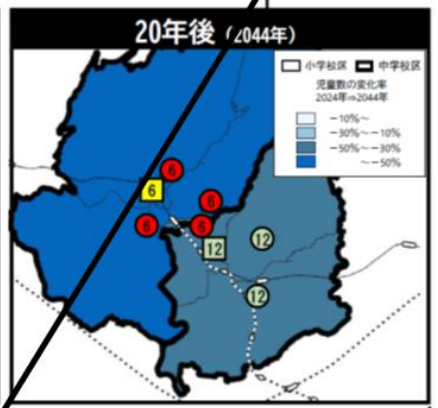
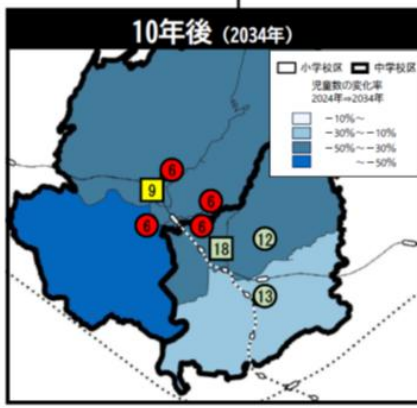
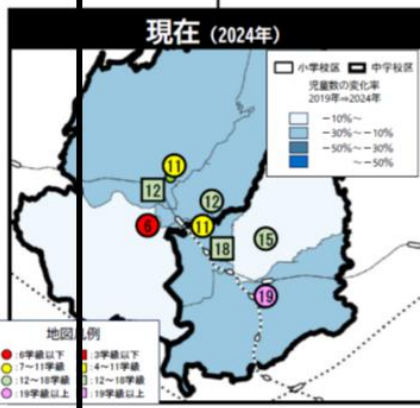
将来推計の例

長野県小諸市の例

<詳細な将来推計の実施>

上段：児童生徒数（特別支援も含む）【人】
下段：普通学級数

学校名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26
AA 中学校	407	390	392	381	381	357	348	353	347	342	332	332	328	308	289	271	260	235	210	197	193	186	179	174	170	167
a 小学校	320	307	288	288	288	270	254	245	245	244	229	216	202	195	183	163	153	148	140	133	128	124	120	116	112	108
b 小学校	355	339	324	300	285	264	248	242	233	232	227	221	196	182	166	155	141	131	129	127	125	122	120	117	114	111
c 小学校	93	97	82	88	82	90	88	78	83	75	71	57	48	44	37	36	37	39	39	38	37	36	36	35	34	33
BB 中学校	673	694	682	668	660	615	614	633	662	627	583	561	578	570	561	559	543	497	429	391	371	370	369	368	367	365
d 小学校	425	429	432	433	420	409	393	387	387	397	388	384	353	332	303	275	267	260	259	258	258	257	256	255	254	253
e 小学校	292	270	263	274	289	264	231	229	206	205	193	181	181	178	178	167	161	155	154	153	151	149	146	144	141	137
f 小学校	621	624	613	577	557	558	528	511	523	543	553	523	496	474	450	427	412	413	412	410	408	405	400	395	388	381



学校名
AA 中学校
a 小学校
b 小学校
c 小学校
BB 中学校
d 小学校
e 小学校
f 小学校

学校名	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26
AA 中学校	033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
a 小学校	289	271	260	235	210	197	193	186	179	174	170	167
b 小学校	10	9	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6
c 小学校	183	163	153	149	140	133	128	124	120	116	112	108
BB 中学校	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
d 小学校	166	155	141	131	129	127	125	122	120	117	114	111
e 小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
f 小学校	37	36	37	39	39	38	37	36	36	35	34	33
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

学校毎の児童生徒数、学級数を算出。

20年先までの推計を算出。

※「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第3回）資料2を基に作成

【基本的視点－（１）学級数に関する視点】

（学級数が少ないことによる学校運営上の課題）

- まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、４章の（２）で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、以下のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。
 - ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
 - ② クラス同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める教育活動ができない
 - ③ 習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
 - ④ クラブ活動や部活動の規模や種類が限定される
 - ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
 - ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
 - ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
 - ⑧ 音楽科、体育科等における集団で行う教育活動の実施に制約が生じる
 - ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
 - ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
 - ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
 - ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
 - ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
 - ⑭ 教師と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導¹⁴を組み合わせ、複数学年を教師が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教師に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教師の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

¹⁴ 複式学級における「直接指導」とは教師が子供たちと直接関わりながら進める指導のことを言います。また、「間接指導」とは一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、子供たちだけで学習を進めさせることを言います。

- 他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教師との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境を作ることができる
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教師の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

といった利点があります。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、以下のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ② 教師個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教師数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
 - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
 - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教師間に負担の大きな不均衡が生ずる
 - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
 - ⑧ 教師同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
 - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある

- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の顧問や指導者の確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 以上で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
 - ① 集団の中で自己主張をし、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
 - ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
 - ③ 協働的な学びの実現が困難となる
 - ④ 教師それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
 - ⑤ 多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
 - ⑥ 教師への依存心が強まる可能性がある
 - ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
 - ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
 - ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

(望ましい学級数の考え方)

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教師を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教師を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、同一教科の免許を保有している教師を複数配置するためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【併せて考慮すべき視点－（２）学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数】

- 以上で学級数が少ないことの課題について述べてきましたが、学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合も

あります。このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。

(学級における児童生徒数（学年単学級の場合）)

- 学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要になってきます。一口に単学級といっても、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から35人の場合まで様々です。一般に、学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが（4章（2）参照）、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、（1）で述べた学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として現れてきます。

- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・ 音楽科、体育科等における集団で行う教育活動の実施に制約が生じる
- ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・ 教師と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

このため、市町村によっては、学年が単学級となった場合を想定し、1学級当たりの最低限の児童生徒数を基準として定め、学校規模適正化の判断材料としているところも見られます。

- 現行の学習指導要領に基づく学校教育では、主体的・対話的で深い学びからの授業改善が求められてきました。また、令和3年1月の中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～）では、ICTを必要不可欠なものとして効果的に活用しつつ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくべきものとしています。さらに、次期学習指導要領に向けては、中央教育審議会教育課程企画特別部会の「論点整理」（令和7年9月）において、現行学習指導要領が目指している、「主体的・対話的で深い学び」の実装や、多様性の包摂などが次期学習指導要領に向けた基本的な考え方として示されています。
- しかしながら、学級の児童生徒数が余りにも少ない場合、先に述べたように班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じることがあります。国は令和元年から児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネット

ワークを一体的に整備するGIGAスクール構想を推進していますので、小規模な学校においてもICTを活用して他の学校と合同で学び合うことができる環境となっていますが、同一の教室において集団で学び、生活することを通じて得られる経験をどのように確保し、新たな時代に求められる教育活動をどのように実施するかといった課題もあります。

- 地域によっては、複式学級となることを避けるために、独自に教師を配置するなどして、極めて小規模な単式学級を維持している例も見られます。もとより、複式学級の解消そのものは極めて重要な課題ですが、一方で、上述した学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的な判断を行う必要があります。

(学校全体の児童生徒数)

- 次に、学校全体の児童生徒数の観点で見ると、各学年単学級の小学校の場合、児童数は45人程度から210人程度まで、各学年単学級の中学校の場合、生徒数は15人程度から105人程度まで、義務教育学校の場合、生徒数は60人程度から315人程度まで幅広いケースがありうるところです。
- 教職員の加配等により学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1)で述べた学級数が少ないことにより生じる課題のうち、以下の点については特に顕著な課題として残る可能性があります。
 - ・ クラブ活動や部活動の規模や種類が限定される
 - ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
 - ・ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい
 - ・ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、国の学校規模の標準の単位である学級数のみに着目するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにする必要があります。この点について、一部の市町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準（いわゆる要検討基準）として、学校全体の児童生徒数を定めている例も見られます。

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

- 以上の考え方にに基づき、現行の学校規模の標準（小・中学校は12～18学級、義務教育学校は18～27学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として以下のように整理しました。

- 各市町村が学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況のほか、学校施設の維持や他の公共施設との連携等に関する様々なデータに基づいて総合的な判断を行うことが望まれます。

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模¹⁵。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題¹⁶が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

¹⁵ 学年が欠けている場合等もあり、1～5学級であれば必ず複式学級が存在するとは限りません。

¹⁶ この「対応の目安」における「教育上の課題」とは、P6～11で挙げている学校の小規模化に伴う学校運営上の課題を指します。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模¹⁷。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、教科指導に必要な免許を有する教師を全ての教科で確保可能な規模】

おおむね、全学年でのクラス替えができ、教科指導に必要な免許を有する教師を全ての教科で確保可能な学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同一教科の免許を保有している教師の複数配置が可能な規模】

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同一教科の免許を保有している教師を複数配置することが可能な学校規模。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

¹⁷ 学年が欠けている場合などもあるため、1～2学級であれば必ず複式が存在するわけではありません。

義務教育学校の場合

【1～8学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模¹⁸。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きい場合、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【9学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【10～13学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、半数近くの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、9学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【14～17学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【18～26学級：全学年でクラス替えができる規模】¹⁹

おおむね、全学年でのクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

- なお、現時点で学校規模の標準を充たす学校についても、少なくとも今後10年以上の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、コミュニティの維持・活性化をは

¹⁸ 学年が欠けている場合などもあるため、1～8学級であれば必ず複式が存在するわけではありません。

¹⁹ 義務教育学校は前期課程・後期課程間で教師の乗り入れが可能であるため、個別の事情に応じて教師の配置に関して検討することが有効です。

じめとする地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕を持って学校統合の適否に係る検討を始めることが有用であると考えられます。

- 一方で、地域の将来像や実情、関係者との対話を踏まえた丁寧な検討が必要であることは前提であるものの、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化を回避又は軽減する観点からは丁寧な検討が結論を先送りすることという趣旨ではないことに留意することも重要です。
- 上記の目安は、各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示すものです。もとより学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。
- 実際に市町村においては、国の標準とは異なる独自の基準を定める事例や、学校全体の児童生徒数や学級の児童生徒数を基準として定める例、小・中学校で異なる基準を定める例、学校統合の適否の検討を開始するための基準（要検討基準）を定めている事例も相当数見られます（例：小学校で全児童数が200人を下回る場合、100人を下回る場合、各学年が単学級になった場合等）。各市町村においては、学校規模の適正化やそれが困難である場合の小規模校の充実策等に関し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくことが期待されます。
- その際、議論の視点の中心が児童生徒の学びの環境の改善であることを常に忘れずにいることが必要です。また、学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、学校を統合する場合と小規模校として存続させる場合の一方を予めの結論ありきで評価することを避けなければなりません。いずれの場合においても利点と課題が存在しますので、各地域で具体的な選択肢を想定し、それぞれの選択肢の利点や課題を洗い出したうえで検討を進めることが適切です。いずれの選択をする場合においても、その利点を活かし、課題を最小化する工夫に取り組むこととなりますので、その工夫の検討もあわせて行う必要があります。

【大規模校及び過大規模校について】

- 一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例や、学校統合に伴って大規模校となる例も見られます。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。
 - ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある

- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- ④ 教師集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

○ これらの課題を解消するためには、①学校の分離新設、②通学区域の見直し、③学校施設の増築のほか、④学校規模は見直さず、例えば教頭を複数配置すること、学年団の機能を高める観点からミドルリーダーの役割を果たす教師を配置すること、教職員数を増やすこと、教師間の情報共有や共通理解を図るため一層校務D Xを進めること等により適正な学校運営を図るといった工夫も考えられます。なお、文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきており²⁰、地域によっては、このことを踏まえ国の標準（小学校・中学校は12～18学級、義務教育学校は18～27学級）を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して、独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討している事例も見られます。また、今後も人口増加が続くことを前提として学校を新設する場合、人口増加が止まった際に当該学校や周辺の学校が適正規模を満たさない学校となることはないかといった点などを人口動態のデータ等を活用して冷静に検討することが適切です。

○ なお、小中一貫教育の導入に伴い、既存の小・中学校を一体化して新たな校舎を建築したり、小学校又は中学校の既存校舎を活用して一体的な教育活動に取り組んだりする事例も増えてきているところですが、こうした場合にも、全体としての学校規模が過大になることによって上述のような課題が生じないよう、具体的な計画を策定・実施するに当たっては十分な教育的配慮を加えることが必要となります。

²⁰ 31学級以上の過大規模校の新增築事業については、分離新設、通学区域の調整等適正規模化のための方策が十分に検討された上でやむを得ない場合に限り国庫負担の対象としています。

(2) 学校の適正配置（通学条件）

- 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

【通学距離による考え方】

- 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内²¹という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています²²。
- 徒歩や自転車による通学距離の基準を定めている市町村も相当数ありますが、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内又はそれ以下の距離を基準として定めていることが多く、中には、地域の通学路の実態を踏まえ、徒歩と自転車で異なる基準を設けているところもあります。
- 以前の研究結果²³によれば、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合では、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準は引き続きおよそその目安となります。しかし、降雪や酷暑などの気象条件や地理的条件、通学路の安全の確保の状況は地域ごとに異なるため、これを一律の基準とするのではなく、各市町村が定める適正規模・適正配置計画等において、これらの条件や児童生徒の実態など地域の実情を踏まえて、適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。その際、通学距離に係る基準を引き下げた上で、公共交通機関やスクールバスの利用等の必要性を検討することが考えられます。

【通学時間による考え方】

- 他方、児童生徒の実際の通学の状況を見た場合、スクールバスの導入事例や多様な交通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を

²¹ 義務教育学校は中学校と同様におおむね6 km以内。

²² 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号。ただし、この条件に必ずしも適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には同様に国庫負担の対象としています（同条第3項）。

²³ 文部科学省新教育システム開発プログラム「通学制限に係わる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」（平成20年）によると、小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスとの関係を調べた結果、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められませんでした。

前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えています。上述した、公立小・中学校の施設費の国庫負担においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4 km、6 kmの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も同様に国庫負担の対象としており、実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4 km、中学校で6 kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあります。

- このため、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになりました。また、過去の統合事例を分析したところ²⁴、統合後の最遠方からの通学時間は10分未満～75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内となっていました。
- 交通機関の活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩の時間が減少したりすることに伴い、体力の低下や家庭学習の時間の減少といった様々な課題も生じ得るところですが、全国的には創意工夫を生かしてこうした課題の解消を図っている事例も存在します。例えば、スクールバスの乗車時間を有効活用する観点から、音声教材の活用や図書館司書等の同乗による朗読活動を行うなどの工夫を行っている学校や、校門から一定の距離でスクールバスから降車させ、歩数を確保する取組を行っている学校もあります²⁵。
- さらに、学校での体力づくり活動の充実や、遊具・運動場の環境整備等といった対策を行っている学校、児童生徒の疲労等に配慮し、長時間バスに乗った状態から学校での活動に入るために心身の状態を円滑に切り替えていく観点から、学校に到着した後、軽い運動を行う時間を設けている学校もあります（課題解消のための具体的な工夫については第3章（3）で詳述します）。
- 以上のようなことを総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。
- なお、特に小学校の場合、通学距離や通学時間を検討する上では、低学年の児童と高

²⁴ 「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」（調査時点：平成26年5月1日）において、過去3年間の統廃合事例をしつ皆調査した結果に基づくものです。

²⁵ 文部科学省「令和6年度少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究」https://www.mext.go.jp/content/20260427-mtx_syoto02-000045768-33.pdf

学年の児童との体力の違いも考慮に入れる必要があります。地域の実情や児童生徒の実態に応じて適当と判断される場合には、例えば、低学年については分校に通わせ、高学年になったら本校に通わせるといったことも一つの対応策として考えられます。

【各地域における主体的検討の重要性】

- いずれにしても、各地域が抱える課題や実情は様々であることから、通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適当ではありません。各市町村においては、児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件（これまで想定されていた降雪等のほか、集中豪雨等や酷暑による熱中症の予防といった近年新たに考慮すべき事象を含む。）、学校統合によって生じる様々なメリット等も踏まえて通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定めるとともに、学校の適正配置の検討を行う必要があります。（「3章（3）統合により生じる課題への対応」参照）

3章 学校統合に関して留意すべき点

(1) 学校統合の適否に関する合意形成

- 2章では、学校の適正規模・適正配置の検討に当たって留意すべき点や、学校規模の標準を下回る場合の対応の目安を示し、特に標準を大きく下回る場合においては学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することの必要性を述べました。ここでは、実際に学校統合の検討を行うに当たって留意すべき点に関する基本的な事柄について述べていきます。

【基本的な考え方】

- 学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統合の適否の検討に当たっては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、保育、地域の交流の場、災害時の避難所としての利用など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わる場合も多いところです。
- もとより、子供に求められる資質や能力は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校のみで育成できるものではありません。加えて、近年の社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに学校の教職員や教育行政の力だけで対応していくことは困難となっており、学校がその目的を達成するためには、保護者・地域住民等の支えが必要となっています。
- さらに、学校が児童生徒の学びの場であることに加え、地域コミュニティの核であるという性格を踏まえれば、対話・議論の場として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を積極的に活用し、現在の学校と地域との関係性や現在の学校の姿を土台としたうえで、適正規模・適正配置計画等の策定・見直しを行うこと等を通じて、これからの学校・地域の姿を話し合うことも考えられます。
- こうした中であって「学校を核とした地域づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統合の検討を加速する上では、保護者（未就学児の保護者を含む。）や、当事者である児童生徒の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織等の関係者との信頼関係を築きながら、過程を大切にした対話や議論が必要です。

【課題の可視化と共有】

- 一般論として、地域住民は現代の日常的な学校教育活動を目にする機会が少ないため、小規模校の教育上の課題を実感することや、学校規模の適正化による教育条件の改善をイメージすることが困難であることも考えられます。

- 各市町村においては、2章も参考としつつ、標準規模やより標準に近い規模の学校と比べた場合の具体的制約、現状と統合後を比べた場合の教育活動充実の可能性について、学校全体の児童生徒数や学年単学級の場合の学級規模などの観点も加味しながら、具体的なデータや資料に基づいた十分な情報提供を行うことが必要です。
- その際、例えば、様々な全国調査やアンケートの結果を分かりやすい形に整理して用いたり、小規模校の活動と適正規模校の活動を比較するため、教育委員会の担当者や学校関係者が地域住民と共に学校訪問を行って議論を深めたりするなどの工夫も考えられます。
- また、将来的な児童生徒数の減少見込みなどを分かりやすい形で示すことも重要になってきます。全国を取組の中には、市町村内の幼児の人口から直接的に児童生徒数を推計するだけでなく、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」²⁶を基にして、数十年先までの行政区ごとの学齢人口を推計した資料を作成・配布している例や、独自の手法により学校区毎の学齢人口を推計している例も見られます。さらに、これらの情報のほか、例えば、適正規模・適正配置計画等を公表すること等により、学校を統廃合した場合や存続させた場合の費用など学校の適正規模・適正配置の検討に必要な情報に加えて、地域の将来人口推計など学校や地域の将来を検討する際に必要な情報について、周辺情報を含めて幅広くかつ分かりやすく提供することも、対話や議論の過程の透明性と信頼性を確保する観点から必要です。

²⁶ 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Mainmenu.asp>

行政側にとって「当たり前の情報」は関係者にとって所与のものではない。
関係者が具体的なイメージを抱ける工夫が必要。

提供する情報の例

- ・ 教育をめぐる動向
全国の学校教育の実践例や国・地方における教育政策の動向。
- ・ 現在の地域の学校の様子
児童生徒数・教職員数と言った基本的な状況、児童生徒の様子、授業の様子。
- ・ 地域の将来人口推計
現在と比べてどの程度減少する見込みなのか。
- ・ 人口推計を基にした将来の学校の予想図
想定される児童生徒数、授業の様子。
- ・ 学校施設の状況
老朽化の程度、今後の改修のスケジュール。
- ・ 費用
学校を統合・維持する場合の費用（ランニングコストを含む）。
- ・ 検討過程の様子
現在の対話・議論で話されている内容。

「魅力ある学校づくりシンポジウム」



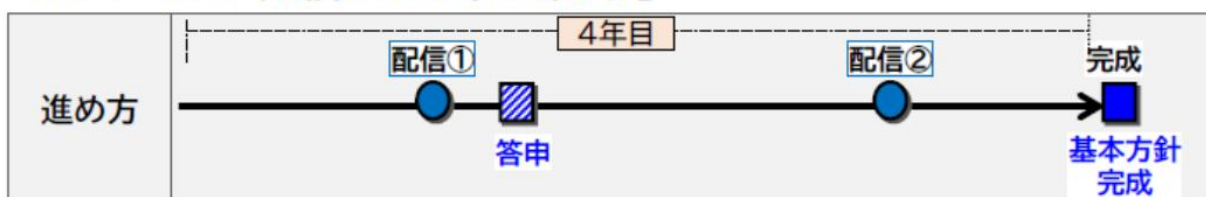
- 市の取組を発信するとともに、現在の学校教育や学校施設についての周知を図るため、白岡市教育委員会はシンポジウムを定期的に開催している。
- 令和7年は、基本方針策定前の2月と審議会設置後の8月と12月に1回ずつ、合計3回開催された。
- 各回とも、教育委員会による説明の後に有識者による基調講演、パネルディスカッションの3部構成で進められ、パネルディスカッションでは、参加者からの質問にも回答した。市の取組と、現在の学校の置かれている状況などを知ることができる機会となっている。

シンポジウム 開催概要

第1回 参加者 51名	日時:2025年2月8日(土)10:00～ 場所:白岡市生涯学習センター 多目的ホール <プログラム> 第1部 白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針(案)について 第2部 基調講演「未来を生きる子どもたちとともに」 第3部 パネルディスカッション(教育長, 有識者2名) 「今後の小・中学校教育の在り方について」
第2回 参加者 44名	日時:2025年8月24日(日)10:00～ 場所:白岡市コミュニティセンター 舞台ホール <プログラム> 第1部 白岡市立学校の現状について 第2部 基調講演「持続可能な社会の実現に向けた学校づくり」 第3部 パネルディスカッション(教育長, 有識者2名) 「今後の白岡市立学校の教育について」
第3回 参加者 51名	日時:2025年12月20日(土)10:00～ 場所:白岡市生涯学習センター 多目的ホール <プログラム> 第1部 白岡市の将来の学校づくりに向けた取組状況について 第2部 基調講演「つながりを大切にした教育活動を育むチーム南小の学校づくり」 第3部 パネルディスカッション(教育長, 有識者, 小学校校長) 「学校と地域のこれからの関係性について」

※令和6年度文部科学省「少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究」委託事業報告書抜粋

「オンデマンド配信による住民説明」



- ・ オンデマンド配信は、町民一人ひとりが自分の都合に合わせて視聴でき、意見を寄せることができることから実施された。1回目の令和6年12月から7年1月にかけて行われた配信に対する意見は外部検討委員会の検討に活用され、令和7年7月から9月に行われた2回目は、答申を踏まえた計画案の周知に活用された。
- ・ 町民の意見は、検討開始段階の令和4年9月に行われた「学校規模適正化についてのアンケート調査」(児童生徒・保護者・教職員・未就学児の保護者・地域住民を対象)、2度目の外部検討委員会設置前に行われたシンポジウム、町広報の情報発信に寄せられた意見がある。

オンデマンド配信概要

第1回	日時： 令和6年12月20日～2025年1月31日 意見： 129件
視聴回数 1,064回	<プログラム> ・小中学校のあり方を検討する背景(児童生徒数減少・学校施設の老朽化) ・これまでの検討と学校規模適正化基本方針の策定 ・学校規模適正化(学校再編)の考え方(望ましい一定の学校規模:1学年2学級以上を実現するため、4案を比較)
第2回 視聴回数 703回	日時： 令和7年7月18日～2025年9月7日 意見： 69件 <プログラム> ・策定の目的 ・基本方針(小学校1校、中学校1校に統合し、校舎を新設して再編を行う) ・具体的な方策、スケジュール (意見例) ・教育方針・体制には、「基本5教科は教科ごとにクラス編成を変える」「十分な数の教員の確保」などを求める意見があった。 ・財政・コストの面から、既存施設を活用した再編を提案する意見や、概算費用の提示を求める声が見られた。 ・これまでの検討に対しては、「保護者への周知が遅れており、早い段階での情報提供が望まれる」といった意見があった。 ・その他、「今からできることは進めて、統合されたときの混乱を少なくしてほしい」といった意見があった。

※令和6年度文部科学省「少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究」委託事業報告書抜粋

情報提供の手段

- ・対話・議論の場に参加しない関係者を含め、**全ての関係者に確実に情報を届ける。**
- ・対象に応じ**様々な媒体**を活用する。
広報誌、広報動画、ビラ配布、シンポジウム開催など。

東京都町田市の例

1) 周知活動

(1) 広報紙

- **教育広報紙「まちだの教育 学校統合号」**
年1～2回発行。市内全域の計画の進捗を掲載。
通常号（新聞折込）とは別に作成し、**市内全戸に配布。**
- **地区別「まちだの新たな学校づくり通信」**
地区ごとに随時発行。地区の進捗状況を掲載。
学校を通じて電子配布するほか、近隣幼稚園・保育園や町内会・自治会にも配布。
※意識調査の結果、世代別に応じて情報を収集する媒体に差があるため、紙・電子を使い分け



(2) 周知活動

- **保護者**
各校で保護者説明会を開催。毎年、新入学保護者向けにパンフレットを配布。
 - **市内幼稚園・保育園**
全園訪問し、計画の説明を実施。毎年、新入園保護者向けにパンフレットを配布。
 - **町内会・自治会**
地区連合会で説明を実施。検討開始に合わせて個別の町内会・自治会へ説明。
 - **転入者**
転入者向けの案内セットに、新たな学校づくりに関する案内を同封。
市内に引っ越す方向けに説明をしていただけるよう、不動産協会・宅建協会に情報共有。
- ➡ 保護者（未就学児の保護者を含む）、転入者、地域の方々など、様々な対象者に向けて適切な手段で情報を提供している

※「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第3回）資料1－1抜粋

【統合の効果の見通しと共有等】

- 課題の可視化と並行して必要なことは、仮に学校を統合した場合の効果に関する見通しを関係者間で共有することです。実際の統合効果は、統合により実現できる学校規模や統合後の通学条件、統合を契機とした施設設備の整備充実の状況、新たな学校におけるカリキュラムや指導方法、教職員の人事配置の状況等にもよりますが、先行事例において、どのような効果が見られているのかをよく研究する必要があります。
- 過去の統合事例からは、児童生徒への直接的な効果として、おおむね以下のようなものが報告されています。
 - ① 良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった
 - ② 以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った
 - ③ 社会性やコミュニケーション能力が高まった
 - ④ 多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境の中で学力や学習意欲が向上した
 - ⑤ 友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった
 - ⑥ 多様な意見に触れる機会が増えた
 - ⑦ 異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた
 - ⑧ 学校が楽しいと答える子供が増えた
 - ⑨ 進学に伴うギャップが緩和された
 - ⑩ 多様な進路が意識されるようになった
- また、指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果としては、おおむね以下のようなものが報告されています。
 - ① 複式学級が解消された
 - ② クラス替えが可能になった
 - ③ より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった
 - ④ 校内研修が活性化した、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった
 - ⑤ グループ学習や班活動が活性化した、授業で多様な意見を引き出せるようになった
 - ⑥ 音楽科、体育科等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した
 - ⑦ 少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった
 - ⑧ 一定の児童生徒数の確保により、特別支援教育の活動が充実した
 - ⑨ バランスの取れた教師配置が可能となった、免許外指導が解消又は減少した
 - ⑩ 施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった、教材教具が量的に充実した

た

- ⑪ 校務の効率化が進んだ、教育予算の効果的活用が進んだ
- ⑫ 保護者同士の交流関係が広がった、P T A活動が活性化した、学校と地域との連携協働関係が強化された

- 各市町村においては、こうした過去の統合事例における統合の効果について、客観的な条件が似ている地域の具体的な事例を中心としてよく研究し、構想中の学校統合においてどのような効果が期待できるのかを見極めた上で、地域や学校の実態を踏まえて統合の適否を判断する必要があります。
- また、統合を行うと判断した場合は、地域や学校が置かれた諸条件の下で、期待する統合効果を最大化するためにはどのような取組が必要となるのかを十分に検討し、地域住民や保護者と共通理解を図りつつ、具体的な計画の立案を行うことが期待されます。
- なお、学校統合によっても学級数が適正規模にならないような場合も考えられ、こうした場合には統合効果の説明を特に丁寧に行うことが必要です。例えば6学級の小学校同士が統合しても統合後の学級数が大きく変わらないような場合には、教職員配置等の面を含め、利点が見えにくい場合がありますが、2章で述べたように、学校全体の児童生徒数や学級の児童生徒数にも着目し、具体的にどのような効果が見込めるのかを丁寧に分析し、関係者と広く共有する必要があります。
- さらに、情報提供にあたっては、関係者にどのように周知広報を行いどのように参画を得るのかの検討が必要です。保護者（未就学児の保護者を含む。）や、当事者である児童生徒、教職員、地域住民などが関係者の例として考えられますが、若い世代の関与を確保するなど対話や議論に多様な年齢層の関係者が参画できるような工夫も重要です。あわせて、市町村の行政側は、地域住民などの住民側との情報量が対等ではないことに留意することも必要です。

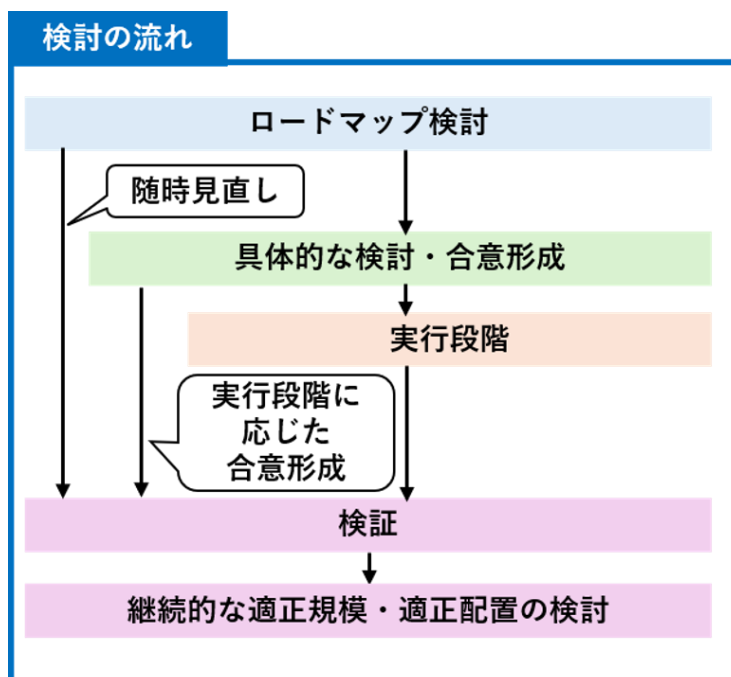
【中長期的かつ計画的で丁寧な検討】

- 学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、検討の開始から具体的な検討（合意形成を含む。）や検討に基づいた実行段階までのロードマップ²⁷について検討することが重要です。また、学校の適正規模・適正配置の検討は、丁寧にそのプロセスを進めると非常に長期の期間が必要となります。検討の開始に当たって様子見をすることなく、取り得る選択肢があるうちに早めに検討を開始し、適正規模・適正配置計画等

²⁷ ロードマップは全体の進め方についての方針や計画のイメージや見通しです。これを意識して検討を進めることは重要ですが、これは当初の見通しどおりに検討を進めることを第一とする趣旨ではありません。検討の過程で必要な変更を加えていくことも合わせて重要である点に留意が必要です。

を活用しながら、多くの関係者が納得できる合意形成を目指すことが極めて重要です。

- 一方で、このことは検討を重ね続けることが望ましいという趣旨ではないことに留意する必要があります。各市町村では、丁寧で対話的な議論を行いつつ、結論を出すことを先送りにしない時間軸を設定する必要があります²⁸。
- 計画的な検討を進める上では、丁寧な検討を行うことを前提としつつ、既存の学校施設の老朽化の程度や学校施設改修の見通しを視野に入れることも重要です。学校を統合する場合、例えば、既存の校舎を改修して使用するにあたり、元々予定した校舎を改修した後すぐに統合が決まることにより、追加で工事を行うことになってしまうということにならないよう、学校統合のスケジュールの検討に際しては、域内の公立学校施設を対象として策定する「学校施設の長寿命化計画（「個別施設計画」）」²⁹を活用することなどにより、学校施設の老朽化の程度や改修のタイミングに十分に留意することが必要です。



²⁸ 時間軸の設定に当たっては、地域の将来的な動向を踏まえる必要がありますが、その際、楽観的な推計のみによることなく、最も厳しい将来像も踏まえることが重要です。

²⁹ 各地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき、域内の学校施設を対象として、実際の整備内容や時期、費用等を具体的に定めたもの。

検討の契機

地域の教育の「**目指す姿**」を行政内部で一旦検討。

- ・ 既存の計画における記載。
- ・ 地域の学校教育目標や特色のある教育実践。
- ・ 市町村全体の「目指す姿」の援用。



地域の**将来推計**の確認。

- ・ 5年、10年、20年後における児童生徒数（学校毎）。
- ・ 各学校の学級数、学級毎の児童生徒数。
- ・ 学校施設の状況（築年数、改修の可否）。



将来、地域の教育の「目指す姿」を実現できるか。



実現が難しいようであれば、
学校の適正規模・適正配置の**検討を開始**

【統合を行う場合の検討体制の工夫】

- 地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政が一方的に進めるものではなく、関係者の理解と協力を得て行われなければなりません。そのためには、（１）の【基本的な考え方】で述べたとおり、保護者や地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有するプロセスが重要となります。特に、統合によって全く新しい学校づくりを行うような場合は、保護者や地域住民が新しい学校に何を望むのか、十分な対話を経て新しい学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うなど、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組めるようにすることが必要となります。
- 対話や議論においては、単に情報提供を行う場を設けたり、学校の統廃合の是非を問うたりといったことだけではなく、地域の実態に即して保護者（未就学児の保護者を含む。）や当事者である児童生徒、教職員、地域住民などといった関係者が「学校とは何か」、「子供にどう育ててほしいか」、「これからの地域の在り方がどうなってほしいか」、「この地域ではどんな教育を大切にしていきたいか」といった視点で議論を行い、これからの学校の在り方や地域の在り方を全ての関係者が我が事として自ら主体的に考えられる過程の工夫が重要です。
- この過程の工夫としては、例えば、具体的な実現イメージが関係者で共有されることで議論が深まることを踏まえると、対話や議論の段階に留意しつつ、具体的な実現イメージを関係者に提示して対話や議論を深めることも重要です。なお、例えば、平成27年手引きでも使われている「^{せつさたくま}切磋琢磨」や「^{かんよう}社会性の涵養」といった従来から使

われてきた語句であっても、その語句が表す意味に幅があり、学校や教育委員会と保護者や地域の関係者との間では共通の理解となっていない場合もあります。その地域における語句の意味を具体化・明確化しながら対話や議論を深めることが適切です。

- このためには、適切な検討体制を整備することが極めて重要になってきます。市町村の取組においては、外部の有識者や地域住民を交えて検討組織を設けるケースと、行政内部に検討組織を設けるケースが見られます。学校統合の規模や内容にもよりますが、適正規模・適正配置計画等の策定や見直しを含め、学校統合に係る検討を行う際には、可能な限り保護者（未就学児の保護者を含む。）や、当事者である児童生徒、教職員、地域住民などの関係者の意向が反映できるような工夫を講じることが望ましいものと考えられます。このことは、統合後の学校に対して保護者や地域住民などから積極的なサポートを得る観点からも極めて重要です。また、令和5年に施行されたこども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、地方公共団体に義務付けられていることにも留意することが必要です³⁰³¹。

- 学校統合の検討に係る全国の取組の中では、検討プロセスにおいて、
 - ① 地域や保護者の代表に検討委員会の委員として参画してもらう
 - ② 検討前や検討の途中で保護者や地域住民のニーズや意見を聴取するためにアンケートや公聴会、パブリックコメント等を行う
 - ③ アンケートを行うに当たっては、学齢の児童生徒の保護者のみならず、就学前児童の保護者や子育てを予定している世帯の意向も適切に把握する
 - ④ 広報誌やタウン誌、SNS等で検討委員会における検討状況をきめ細かく情報提供する

といった工夫を行っている事例が相当数に上っています。

- また、市町村の中には、地域の自治組織等の主体的な検討の結果を踏まえて教育委員会が学校統合の検討を始めるという方式や、地区全体における学校規模適正化の大まかな方向性を示した上で、統合の組合せや配置など具体的な統合プランについては保護者や地域住民から成る地域の検討委員会の検討に委ねる方式を確立している例もあ

³⁰ こども基本法（令和4年法律第77号）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

³¹ こどもの意見の反映に関するこども家庭庁作成の自治体向けQ&A（「こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について」（令和4年11月14日付内閣官房こども家庭庁設立準備室事務連絡））

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ecc0b40-0245-4ee1-829a-f28e9d3545b8/6da84ad0/20221114_laws_iken_hannei_renraku.pdf

るところです。こうした方式を円滑に実施するためには、地域の会合やP T Aなどで、より良い教育環境についてじっくりと話し合う中で、学校の適正規模に関する課題を取り上げることも考えられます。さらに、学校を統合する場合、小規模校を存置して充実を図る場合（4章参照）に関する様々な選択肢やそのメリット・デメリットを整理して議論の材料として提供するといった工夫も考えられます。

- 新しい学校づくりの議論は一定の時間を要するものであるため、検討途上で地域の代表やP T Aの役職者が交代することも考えられることから、例えば、P T Aの役職の前任者から後任者に丁寧に引き継ぎを行うなどして、継続的に議論を積み重ねていく工夫も考えられます。こうした取組を通じて学校・家庭・地域・行政の関係をより強固なものとしていくことは、今後のより良い学校づくりにおいて大きなメリットとなることが期待されます。

若い世代を含め幅広い年代の関係者が参画できるよう、開催日・時間の工夫が必要。

東京都東村山市の例

■ 手法・ツールの紹介

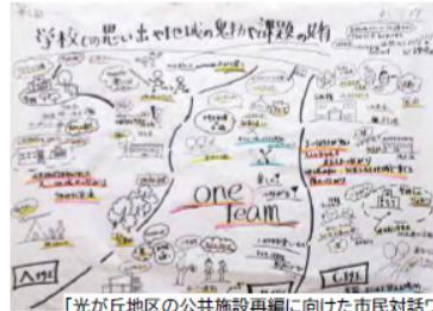
手法例①：グラフィックレコーディング

● 概要

- ✓ 会議やワークショップなどでの議論や話し合いの内容を、視覚的に絵や文字で記録する手法のこと。会議やワークショップで誰かが話している内容を、イラストや図、吹き出しなどを用いて、その場で模造紙やホワイトボード、デジタルツールに描いていく。
- ✓ 意見をリアルタイムに絵にすることにより、アイデアやイメージの共有がスムーズになり、議論の活性化につながる。
- ✓ ワークショップで活用する場合、その日の意見をみんなで共有・振り返ることができる。

● ポイント

- ✓ 理解しやすいグラフィックを描くためには、議論のテーマに対する一定の知識が不可欠。内容を速やかに理解できるよう、外部に依頼する場合も事前にテーマに関する知識を身に付けておく必要がある。



「光が丘地区の公共施設再編に向けた市民対話ワークショップ」

手法例②：ワールドカフェ

● 概要

- ✓ ワールドカフェは、カフェでお茶をしているようなリラックスした雰囲気の中で、テーマに沿った対話を行う。
- ✓ メンバーの組み合わせを変えながら、4～5人程度の小グループで話し合いを続けることにより、あたかも参加者全員が話し合っているような効果が得られる。



● 進め方(例)

- ✓ 1ラウンドおおよそ20～30分で、設定されたテーマに沿ってリラックスした対話を楽しむ。話し合いで出たアイデアや感想、イラストなどを各自が自由に模造紙に書き留めていく。
- ✓ 1ラウンドが終わるころにテーブルに残る人（ホスト）を決め、それ以外の参加者は別のテーブルに移る。残ったホストは自分のテーブルで話し合われた内容を新しいメンバーに説明し、さらに対話を深める。
- ✓ 2～3ラウンドを繰り返し、最終ラウンドで全員が最初のテーブルに戻る。別のテーブルで得られた気づきなどを交換し、さらに全体でも共有する。

● ポイント

- ✓ 活発な対話を促進するため、会議室とは違ったにぎやかな雰囲気を作ることが大切
- ✓ ワールドカフェでは、結論を出そうとしないことが大切。参加者が自由に意見を出し合い、共有することがワールドカフェの目的。
- ✓ 模造紙は、話し合いながら思いついたことをメモして、話し合いの中で出た思いや考え、アイデアや疑問などを書きためて、入れ替わったメンバーと共有できるように活用する。

手法例③：オープンハウス

● 概要

- ✓ オープンハウスとは、パネル展示やパンフレット、対面での説明などによる情報提供と、アンケートや聞き取りによって住民の意見を聴取する方法。
- ✓ 参加者は通常限定せず、開催中にいつでも参加可能。
- ✓ きめ細やかに情報提供できるとともに、参加者から意見、質問、懸念等を丁寧に聴取することが可能だが、市民同士の深い議論は生まれにくい。

● ポイント

- ✓ 実施場所は、庁舎や公民館等の公共施設が多いが、幅広く意見を聴取するため、地元のスーパーや駅前広場、公園などで実施することも有効



手法例④：えんたくん

● 概要

- ✓ コミュニケーションツール「えんたくん」は、直径1mほどの円形ダンボールの上に、円形のクラフト用紙をのせて、話し合った内容などを書いていくことができる。
- ✓ テーブルの天板のような円形のダンボールを、参加者がひざの上に乘せて支え合いながら使う。不安定だからこそ、協同が生まれる。
- ✓ 協力しあいながら、えんたくんを支える体験と、お互いの距離感が近くなることで、深い対話を生み出す。



手法例⑤：公共施設再編ゲーム

● 概要

- ✓ 公共施設再編ゲームは、人口減少や高齢化、施設の老朽化に伴う維持管理費増大等の自治体が抱える課題を、架空のまちを舞台にボードゲーム形式で模擬体験するワークショップ。予算等の制約を設け勝敗をつけるものや、さらに市民の交流促進やコミュニティ教科の検討を追加したものなどがある。

● ポイント

- ✓ ワークショップ参加者のアンケート等から、参加者の公共施設再編に対する課題意識や再編の難しさの疑似体験となっている。
- ✓ 再編ゲーム単体ではなく、“ロールプレイ現地視察”などとの組み合わせで活用することで、施設の活用や在り方などを具体的にイメージでき再編ゲームに取り組みやすい。

参考文献：大堀健太他「公共施設再編ゲームの開発」日本建築学会技術報告集 第27巻第65号、475-480、2021年2月



再編ゲームの様子
・参加者は各グループ4～5名で、ファシリテーターが1名
・参加者が1人ずつ
・コマやカードの移動はファシリテーターのサポートのもと
で進められる。



再編イメージ
・カードはドラフトシステムで移動に制限する。

【首長部局との多様かつ緊密な連携による検討（総合教育会議での検討等）】

- 上記の検討全般に当たって、地域のコミュニティや教育の核としての性格を有する学校の統合の適否の判断は、高等学校教育や高等教育、社会教育等を含めたその地域における教育の在り方を総合的に検討することが重要な視点であるほか、積極的なまちづくり戦略の一環として行う必要があることも多いことや、統合を契機とした魅力ある学校づくりのために多額の予算支出を伴う可能性があることに留意する必要があります。
- また、特に学校の施設整備については、公共施設の1つとしての機能・管理も含めた総合的な検討がますます重要となっていますので、中長期的な方針に基づいて進めることが大切です。このため、域内の公共施設全体を対象として策定される「公共施設等総合管理計画」³²等とも調整を図ることが重要です。
- 学校の統廃合によって児童生徒の通学距離が増加する場合であれば交通手段の確保の観点、児童生徒の放課後の居場所づくりであれば福祉の観点、通学路の安全確保であれば警察や道路管理の観点など多くの首長部局との広域かつ総合的な連携が重要となります。これらを踏まえれば、適正規模・適正配置計画等の策定・見直しを含め、学校規模の適正化や適正配置に関する検討にあたっては、教育委員会と首長部局との緊密な連携の下で進めることが一層必要となっています。
- 平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長は、総合教育会議の協議を経て、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。大綱の記載事項としては予算や条例といった首長の権限に関わるものが想定されていることから、学校の統合に関する指針や計画を盛り込むことも考えられます。また、大綱の策定に係る協議とは別に、総合教育会議で学校統合に係る個別の施設整備や教材・教具、ICT機器等の充実、統合が困難な小規模校における教育条件の改善（具体的な工夫の例については4章で詳述します）を議題とすることも考えられます。
- また、教育基本法第17条においては、地方公共団体に対して地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めることが努力義務として課せられています。こうした基本計画の中に、学校規模の適正化の推進や統合困難な小規模校の振興を適切に位置付け、地域の実態やニーズを十分踏まえながら、効果的な取組を推進していくことも考えられます。

³² 域内の公共施設全体を対象に、老朽化の状況、利用状況、今後の人口の見通し等を踏まえ、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画で、平成26年4月に総務大臣から地方公共団体に対して策定要請がなされました。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000287573.pdf

検討過程全体を通して教育委員会内外の連携が必要になることから、
連携に対応できる組織体制を構築。

東京都町田市の例

学校の統合や建替えは、**教育委員会だけでなく様々な部署との連携が必須**

⇒2022年度に新たな学校づくり推進課を設置。

⇒各部署と定期的な打ち合わせ等を行い、連携して学校・地域・保護者等と調整を進めている

- 学童保育クラブ・放課後子ども教室（子ども生活部児童青少年課）
- 避難施設（防災安全部防災課）
- 市民との協働、地域コミュニティ（市民部市民協働推進課）
- 学校施設のスポーツ利用（文化スポーツ振興部スポーツ振興課）
- 学校跡地の活用（政策経営部企画政策課）など

特に、**学童保育クラブは小学校の敷地内に設置しているため、
学校と学童保育クラブの統合・整備は切り離して考えることができない。**

⇒まちだの新たな学校づくりでは、学校と学童保育クラブの一体的な整備を進めている

※「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第3回）資料1-1抜粋

（2）魅力ある学校づくり

- （1）で述べたように、学校統合の検討においては統合後の将来ビジョンの共有が重要であり、統合によってより良い学校になる、魅力ある学校づくりにつながっていく、という道筋を明確にすることが必要となります。このため、ここでは統合の検討を契機とした魅力ある学校づくりの工夫の例を紹介します。

【地域との協働関係を生かした学校づくり】

- 学校統合や学区の在り方等の検討を機に、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）³³や、地域住民等の参画による地域学校協働活動を推進する体制である「地域学校協働本部」³⁴を積極的に導入するなどして、地域と学校の連携・協働体制を構築していくということも考えられます。これらの仕組みの活用は、統合校を核として、旧通学地域の保護者や住民の間に新たな^{きずな}絆を作り、一体となって新しい学校を支える体制を構築したり、新たな地域づくりの推進につながったりする大きな契機となり得ます。
- とりわけコミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画すること

³³ 文部科学省ホームページ（コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度））

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/

³⁴ 文部科学省ホームページ「地域学校協働本部」<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/cs-torikumi/>

を通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものです。このため、例えば統合の検討プロセスから統合対象各校の学校運営協議会（未設置の学校は新たに設置）による合同の協議の場を設け、新たな学校づくりの計画も含めて地域の意見を最大限反映させるといった工夫も考えられます。

- また、新たな学校で、例えば各教科、総合的な学習の時間や特別活動等の時間を有機的に連関させ、統合対象各地域の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源を積極的に活用した教育活動を展開することにより、地域学習やふるさと教育を充実させることも考えられます。また、地域に所在するか否かを問わず、大学、短大、専門学校等といった教育機関との持続的なネットワークを構築したり、学生との交流の機会を確保したりすることは、学校教育の充実のみならず、地域全体の活性化にも資するものと考えられます。

【魅力あるカリキュラムの導入等】

- 統合によって新たな学校がスタートすることを契機として、地域の未来を改めて展望し、保護者や地域住民のニーズを十分勘案した上で、新たな先進的なカリキュラムの研究開発に取り組むことも考えられます。
- 例えば近年では、子供の発達の早期化やいわゆる中1ギャップへの効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、「小中一貫教育」を導入する市町村が増えてきており、学習指導面、生徒指導面、教職員の意識改革面等で顕著な成果が報告されています。特に地域の児童生徒数が少ない場合は、小・中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の大幅な拡大などが可能となり、小規模校の課題である社会性の育成や多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待できます³⁵。
- 地域によっては、小中一貫教育の導入や小・中学校の接続の高度化に連動させる形で、幼児教育施設・小学校等の連携や中・高連携に取り組むことも重要な課題です。特に新たな学校づくりを当該地域の魅力づくりや将来的な発展につなげる観点からは、地域の高等学校との連携強化を図り、小中高全体で特色あるカリキュラムを導入することが考えられます。こうした連携・接続の高度化を図る中で、特別な教育課程が必要に

³⁵ 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）（中教審第 178 号）https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1354193.htm

なる場合には、教育課程特例校などの制度の活用により、現行の学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を行うことも考えられます³⁶。

- また、文部科学省や国立教育政策研究所、都道府県教育委員会等においては、キャリア教育、食育、道德教育など様々な研究を行っています。ユネスコスクール³⁷のように国際的なネットワークに加盟しているものもありますし、文部科学省以外の省庁もそれぞれの省庁の政策目的と連動させる形で様々な事業を行っています。地域の教員養成系大学等の指定校として先進的な指導方法を取り入れ、学力向上等を図っている事例も見られます。統合後の新たな学校の教育活動を充実させる観点から、こうした事業や研究を積極的に活用することも考えられます。
- 統合の規模や形態にもよりますが、学校統合は教育活動や学校運営の在り方を変える大きな契機となり得ます。GIGAスクール構想によって児童生徒の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進められ、1人1台端末が学校のスタンダードになりましたので、この環境を前提とした先進的な学びの形やカリキュラムを導入することが考えられます。また、統合に際して学校事務や校務分掌が変わることを契機として、管理職や教師と学校事務職員、支援スタッフ等の役割分担の大胆な見直しや、システムを導入・改善して、例えば給食費の徴収や管理など学校徴収金に関わる事務を教育委員会が担うなど、教師が子供と向き合う時間を大幅に増やすといった工夫も考えられます。
- このうち、クラウド型校務支援システムを含む次世代校務DX環境関連システムを都道府県域で共同調達・共同利用することにより、都道府県域内の教育委員会をまたいだデータ利活用が容易になります。具体的には、教師の異動や児童生徒の転校・進学の際のデータ連携が容易になり、各学校でデータを作り直す手間や事務手続きの負担が削減・軽減されます。

【施設整備面での充実】

- 統合に伴い学校施設を新增築又は改修する場合、地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースをあらかじめ設けるといった工夫を行うことや、図書館や公民館といった社会教育施設と複合化した施設とすること、また、学校のプールや武道場等を

³⁶ 次期学習指導要領に向けた検討においては、各地域や学校が、子供の課題に応じて、各教科等の標準授業時数を一部減じて、既存教科等への上乗せ、教科の新設、裁量的な時間に充当することを可能とする「調整授業時数制度」を創設し、教育課程特例校制度も当該制度に統合する方向で検討が進められています。以降の教育課程特例校制度に関する記載についても同様です。

³⁷ ユネスコスクールは、ユネスコの理念を学校現場で実践するために昭和28年（1953年）に発足した、国際的なネットワークです。加盟校同士が活発に交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展が目指されています。
<https://www.unesco-school.mext.go.jp/>

改築する際に社会体育施設としても位置付け、動線への配慮や必要な機能を付加したうえで複合化（学校施設としての機能と社会体育施設としての機能の複合化）することなども考えられます。このことは、例えば総合的な学習の時間などをはじめ、地域人材との連携がしやすくなるといった効果が期待できるほか、土曜日や休日における社会教育活動に子供たちを参加させやすい環境の整備、教師の働き方改革にも資する施設の管理運営の効率性、公共交通を含めた移動手段の確保等の観点からも重要です。また、幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等との複合化によって幼児教育施設・小学校等の連携や放課後児童対策を一層推進することにより、いわゆる小1プロブレム³⁸の緩和や放課後児童クラブの待機児童対策、異年齢集団による教育活動の充実を通じた社会性や道徳性の涵養^{かんよう}などの効果が見込める場合もあります。

- また、まちづくりの総合計画の一環として統合が行われる場合、児童福祉施設、社会福祉施設、役場施設等と学校施設との複合化を検討することも考えられます。こうした工夫を行うことにより、例えば総合的な学習の時間やキャリア教育の充実などの効果も期待できます。
- 施設の複合化を検討する場合には、他市町村の先進事例もよく研究しながら、教育上の支障が出ないよう、児童生徒が学習に集中できる環境の整備や安全面に十分な配慮をした上で、教育活動の充実の観点を中心として検討を行うことが望まれます。
- 統合に伴い、学校施設を新增築する場合、施設の設計プロセスにおいては、あらかじめ関係者の要望を把握するためのアンケートを行うとともに、建築士が同席する中で、教職員や地域住民、保護者や児童生徒も参加してワークショップ形式でコンセプトを詰めていく手法を導入する市町村も出てきています。また、参考にする先進事例の視察をしたり、先進事例の関係者を招いて勉強会を行ったり、有識者による継続的な指導助言を受けたりしながら、施設設計の詳細を詰めていく事例も見られるようになってきています。
- なお、学校統合は教育環境の充実を第一義として行うものであることから、統合後の学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図ることが必要です。校舎を新增築する方法だけでなく、地域住民等にとってなじみの深い既存の校舎に、近年の教育内容・方法に適応するための改修を施すなどして、従来よりも長い期間有効活用するといった工夫も考えられます。こうした学校施設の長寿命化の取組については、文部科学省において手引を作成していますので、積極的に参照することが期待さ

³⁸ いわゆる「小1プロブレム」とは、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況を指します。

れます³⁹。

学校施設複合化の例

北海道安平町の例（図書室、特別教室の共用化）



- 学校規模／ 19学級311名
（特別支援学級／8学級（29名））※令和7年5月現在
- 整備時期／令和4年
- 複合施設／ 義務教育学校（5,777㎡）
- 構造／RC造一部木造・S造 地上2階

施設整備の背景

* 平成30年北海道胆振東部地震で早来中学校（当時）の施設と地盤の使用が困難な状況となり、老朽化していた早来小学校と一体的に校舎を新築することを計画。当初より町内の他の2校についても将来的に統合することを見据えた計画としていたが、新しい学校施設の魅力が見えてくるなかで、地域の意向の変化を踏まえ、義務教育学校開校時点で4校すべてを統合することとなった

* 4校を統合して義務教育学校とするのに加えて、図書室を地域住民に開放した公民館図書室として整備するとともに、特別教室を地域住民と共用できるように計画。ICTを活用した空間設計で、「学校」と「まちのコミュニティセンター」の2つの機能の両立を実現した

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
義務教育学校	教育委員会	教育委員会
地域開放エリア	教育委員会	民間委託

※「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第5回）資料2 抜粋

³⁹ 文部科学省ホームページ（公立学校施設の老朽化対策の推進）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1334433.htm

○学校と地域を混ぜることで共創空間を作る

- 地域に開放される図書室や共用エリアは学校の中心に配置され、ガラスの仕切りや大きな窓から中の活動を見ることができる
- 教室の扉の横にタブレットがあり、なんの活動が行われているかを児童・生徒・地域住民が知ることができるようになっている



ガラスの仕切りや窓で外から中の様子を見ることができる



学校の廊下から家庭科室を通して図書館まで見通せる

○地域に開放した図書室

- 図書室は、地域住民に開放した公民館図書室として整備9時～21時までの利用が可能
- 地域住民側の入り口すぐには「まちのリビング」と呼ばれる多目的スペースがありイベント等も開催
- Wi-Fi機能や電源を完備し、オフィスワークとしても利用可能。保護者の待合スペースとして使われたり、子育て中の地域住民が赤ちゃんを連れて利用したりするなど、世代を超えて子ども達と地域住民が自由に交流できる場となっている



図書室住民側入り口すぐの「まちのリビング」



図書室

学校と地域の距離が近づき、子どもたちの社会への興味や住民同士の交流のきっかけが生まれる

子どもが地域の一員として社会参画する仕組みを学校の中に構築し、地域と「分ける」のではなく「混ざる」ことで共創を生む、学社融合の教育環境を実現

※「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第5回）資料2抜粋

○ICT活用のセキュリティで地域利用を促進

- ・ 地域開放エリアは学校の中心に配置。
図書室は地域の人が自由に利用できる「開放エリア」、校舎1階にある特別教室（家庭科室、美術室、音楽室、体育館等）は、学校が利用していないときには地域の人が利用できる「共用エリア」として位置づけ、地域住民に積極的に開放
- ・ 児童生徒と地域住民の入り口を分けICTを活用した予約システムやスマートロックを導入してセキュリティを確保



共用する教室の扉に設置された予約システムと連動したスマートロックシステム
学校が利用しているときは地域住民側の入り口が施錠される

ICT活用で、学校施設の開放を教員の労力に頼らず負担を軽減して教育に専念できる管理運営体制を整備

※「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第5回）資料2 抜粋

（３）統合により生じる課題への対応

- 学校統合には様々な課題が付随します。それらの課題に正面から向き合い、解消や緩和に向けた取組について、あらかじめ一定の見通しをもって計画を作っておくことは、統合後の教育活動を円滑に進めるとともに、統合計画に対する地域住民や保護者の理解を得る上でも極めて重要です。

【スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応】

- 例えば、統合に伴いスクールバス等の多様な交通手段を導入する場合、徒歩時間の減少による体力の低下や放課後の遊びの時間や家庭学習時間の減少、児童生徒の疲労への配慮といった課題が生じることが考えられます。
- こうした課題に対しては、全国の先進事例等を踏まえ、例えば以下のような取組が考えられます。
 - ① 歩数の目標⁴⁰を定めて校門から一定の距離でスクールバス等を乗降車させたり、歩数計を活用したりして運動量の確保に努める
 - ② 放課後なども含めて1日の運動時間の目安を定め、運動を推奨する
 - ③ 遊具や運動場等の運動環境の改善を進めるとともに、体育の授業で体を動かす時間を意識的に増やしたり、学校教育全体を通して体力向上に関する取組を充実させたりする⁴¹

⁴⁰ 2006年のアメリカ小児科学会のガイドラインでは、女兒で1日11,000～12,000歩、男児で1日13,000～15,000歩が健全な発育のために推奨されており、このガイドラインは2011年の日本学術会議の提言「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」でも紹介されています。（Active healthy living: Prevention of childhood obesity through increased physical activity. (2006) Pediatrics117:1834-1842）また、この他に都道府県においても、1日の歩数の基準（15000歩など）を目安として定めている例があります。

⁴¹ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果報告書においては、体力テストや運動習慣調査の結果と、それらを踏まえた体力の向上、運動の習慣化などを目指した取組事例が多数掲載されています。

- ④ 長時間乗車後、円滑に授業に入っていけるよう、スクールバス等の到着時間と始業時間との間に余裕を持たせ、降車後に軽い運動の時間を設けたり、始業の直前や直後に脳の認知機能を活性化させるトレーニングの時間（短時間での計算、音読等）を設けたりする
 - ⑤ スクールバス等の中で音声教材を活用した学習活動を行う、図書館司書等の同乗により朗読活動を行うなど乗車時間の有効活用を図る
 - ⑥ 授業終了からスクールバス等の乗車時間までの時間に余裕を持たせるなどして、放課後子供教室等との連携により、集団での外遊びの時間、放課後の補習の時間や宿題に取り組む時間を確保する
 - ⑦ スクールバス等の時間を複数設定するなどして、放課後子供教室等との連携により希望者が参加できる多様な活動の時間を設定する
- なお、特に歩数の減少に伴う体力の低下や肥満の問題については、例えばスクールバス等の導入前の歩数を統合前にあらかじめ調べておき、導入後の減少幅を可視化し、関係者間で共有した上で、保護者や地域住民とも連携しつつ、必要な対策を採るといった工夫も考えられます。
- また、障害のある児童生徒が、遠距離通学となることにより一人で通学することが困難になることなども想定されます。そのような児童生徒への対応を含めて、可能な限り通学時間が短くなるようスクールバス等の経路を工夫するなど、障害のある児童生徒の発達の段階や、障害の状態・特性等を考慮に入れる必要があることは言うまでもありません。
- スクールバスは導入やその運行、維持に係る費用負担に加え、近年はその担い手（運転手等）不足が大きな課題となっており、地域公共交通全体に深刻な影響を与えています。国土交通省の調査では、相次ぐバス路線の休廃止等を背景として全国約3,000に及ぶ「交通空白」の解消が喫緊の課題となっていることから、スクールバスの導入を検討する際には、首長部局と連携し、地域全体で交通手段を確保できるように検討することが重要です⁴²⁴³。その際、スクールバスにおける安全確保として、児童

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222_00002.htm

⁴² 例えば、岐阜県本巣市では町内巡回バスの運行時間を調整し通学手段として活用しています。茨城県常陸太田市ではスクールバスを公共交通に統合しています。

⁴³ 国土交通省の交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会では令和7年12月26日に「「交通空白」の解消に向けた制度的枠組みの構築～関係者の連携・協働（モビリティ・パートナーシップ）の推進～」が取りまとめられ、「バス・タクシー・公共ライドシェアに係る「交通空白」等について、地域の輸送資源をフル活用して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が司令塔役として主体性を発揮して交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による運送サービスの提供を図る事業を、地域交通法（注追記：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の地域公共交通特定事業として新たに創設し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じるべきである。」

生徒の乗降場所の整備やスクールバスへの児童生徒の置き去り防止対策等を確実に実施することも必要です。

【通学路の安全確保に関する対応】

- 統合に伴い徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合は、不審者による犯罪や交通事故の防止等のために以下のような取組の更なる徹底を行う必要があります。
 - ① 通学路の安全点検を教職員や保護者等で定期的実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底する
 - ② 集団登下校や保護者等の同伴等、安全な登下校方策を策定・実施する
 - ③ 学校安全ボランティアの養成・配置を含め、児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備する
 - ④ 警察と連携して登下校時のパトロールを実施するほか、不審者情報等について、保護者、地域の関係団体等との間での迅速な情報共有が行われるような取組を促進する
 - ⑤ 児童生徒に危険予測回避能力を身に付けさせるための教育を充実させる（児童生徒に安全マップを作成させる、防犯教室を実施する等）
- あわせて、市町村長部局の関連部局や都道府県警等とも連携して、スクールゾーンの再設定を行うとともに、カーブミラー、街灯、横断歩道や信号機、防犯カメラなどについても必要に応じて整備を行う必要があります。

【児童生徒にとっての環境変化への対応】

- 学校統合により学校規模が拡大することに伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いが生じることに配慮が必要です。こうした問題がなるべく生じないよう、例えば以下のような工夫を統合前に行っておくことも考えられます。
 - ① 統合前の段階から学校行事やクラブ活動・部活動等において統合予定校の児童生徒同士の交流を行う
 - ② 統合前の段階から統合予定校の教職員同士が情報交換を行う機会を設け、互いの学校の児童生徒の状況を共有する
 - ③ P T Aや子ども会活動の相互交流をする
 - ④ 統合前から在籍している教師を統合後の学校にも一定数配置するとともに、統合後の学級編制や担任の決定について十分な配慮を行う
 - ⑤ 教職員のニーズを十分に踏まえ、統合後の指導に必要な研修を実施する
 - ⑥ 学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について統合対象校間で調整しておく

⑦ 児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを継続的に実施する

- また、学校統合後も、児童生徒に戸惑いが生じていることを前提とした学校運営を行い、児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて、例えば以下のような工夫を行うことも考えられます。
 - ① スクールカウンセラー等による支援を受けられる体制を整備する
 - ② 不安や悩みに関するアンケート調査の継続的な実施、必要に応じた家庭訪問又は面談を実施する
 - ③ 小規模校出身の児童生徒が活躍できるような機会の意図的な設定、学習集団のサイズをペアから始めて少しずつ多様な大きさのグループに拡大する
 - ④ 児童生徒の人間関係を早期に構築させる観点から、児童生徒間での交流の機会を意識的に確保したり、学校教育活動全体を通じた意図的な集団編成をしたりする
 - ⑤ 児童生徒に関わりの深い地域人材を児童委員等⁴⁴に推薦する
- 特に、障害のある児童生徒に対しては、一貫した支援のため「個別的教育支援計画」等（以下「支援計画等」という。）を可能な限り域内において標準化することに努め、確実に引き継ぐことはもとより、以下のような取組も含め、一層きめ細かな配慮が必要となる場合があります。
 - ① 統合先の学校がある場合は、前もって教師が保護者や本人とともに学校訪問をしておく
 - ② 特に環境の変化への適応に困難のある児童生徒には、統合前に受けていた合理的配慮の提供内容を共有するなど、学校間で積極的に連携を行い、新たな学校生活への円滑な移行のための支援計画等を立てるなどの支援を行う
 - ③ 統合前の担任が継続的に担任を務められるよう校内人事上の配慮を行う
 - ④ 統合前後で担任が替わらざるを得ない場合には、支援計画等の受渡しのみではなく、直接の打合せの場や支援会議を設けるなど、担任間の引継ぎを綿密に行う

【地域との関係の希薄化を防ぐ工夫】

- 統合に伴い、通学区域が拡大することや、一部の地域から学校がなくなることにより、統

⁴⁴ こども家庭庁ホームページ（児童委員・主任児童委員）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidou-iin>

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

合後の学校と地域との関係が希薄化することが懸念されます。このため、例えば以下のような、「学校が関わる地域が広がること」をメリットとして最大限生かす取組を工夫することが考えられます。

- ① コミュニティ・スクールを導入するとともに、地域学校協働活動の充実を図る
- ② 統合後の学校の教育活動に統合対象各地区の教育資源を積極的に活用する
- ③ 統合前の学校の様々な資源を保存・展示するとともに、教育活動における活用を図る
- ④ 統合対象各地区との連携担当を校務分掌に位置付ける
- ⑤ 統合対象各地区出身の教職員を配置する
- ⑥ 統合対象各地区の行事と連携した年間計画を作成する
- ⑦ 社会教育の一環として、廃校後の校舎等を活用して、放課後や長期休業中に地域住民等の参画による体験活動・学習活動を実施する
- ⑧ 部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動において、統合対象各地区の人材や廃校後の学校施設等を活用する

【地域の拠点機能の継承】

- 地域によっては、学校は教育施設であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすものです。また、児童生徒の放課後等の活動拠点や地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面、地域のコミュニティの精神的支柱とも言うべき側面を持っていることもあります。合併前の旧市町村のつながりの象徴として学校が機能している場合もあります。
- 学校統合の適否の検討に当たっては、学校がこうした多様な側面も持つことを踏まえつつ、児童生徒の学習の場としての機能を高めていくという教育的な観点を第一として考え、その上で、仮に学校を統合した場合における、当該学校と地域住民とのつながりや、当該学校が持っていた多様な機能をどのように地域社会において維持・発展させていけるのか等について、丁寧な議論を行っていく必要があります。
- また、その検討に当たっては地域の児童生徒の生涯を通じた学びの観点からも検討を行うことが重要です。具体的には、地域の中学校や義務教育学校を卒業した生徒の進路がその地域にあるかという点や社会教育を提供する場が地域にあるかという点についても踏まえて検討を行うことが考えられます。地域の未来を担う人材を育むために、地域のことを学ぶ機会が若者に与えられるかという点の検討も重要です。
- このため、地域コミュニティの維持の観点から、放課後の子供達の地域における居場所を確保することが重要という点も踏まえ、廃校施設等の利用については、学校に代わる地域コミュニティのための施設として活用する観点からも、まちづくりの総合戦

略の一環として、その在り方を積極的に検討することが期待されます。廃校施設等をどのように地域づくりに活用するかという観点からは、総合教育会議等の場を通じて、首長部局と教育委員会がよく話し合い、連携していくことも重要です。

- なお、廃校後の施設等の利用については、柔軟な対応ができるよう、財産処分手続が大幅に弾力化されており⁴⁵、特色ある活用事例についても文部科学省ホームページ「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」⁴⁶において情報提供しています。また、廃校となる学校の代わりに地域における学び・コミュニティの拠点として地域の公民館等の機能を強化することも考えられます。

【統合に伴う諸事務の計画的な実施】

- 以上に述べてきた事柄に加え、統合に際してはその前後に膨大な事務が発生することに留意する必要があります。具体的な事務は統合の形態や規模等に応じて、一概に言えませんが、一般的には以下のようなものが想定されます。
 - ① 統合後の学校の校舎位置の決定
 - ② 校名、校章、校旗、校歌、校則、校訓等の決定に向けた調整
 - ③ 修学旅行や遠足等の行事、特色ある教育活動等の調整
 - ④ 制服、かばん、その他学用品の調整
 - ⑤ 教材、教具、備品、図書等の整理・廃棄、他校での利活用等の調整
 - ⑥ 学校史の編さん
 - ⑦ 廃校となる学校の歴史に関わり保存展示すべきものの選定・保存方針の決定（校旗・校章、校名板、校歌、児童生徒の制作物、各種寄贈物、賞状・トロフィー等）
 - ⑧ 同窓会名簿等の整理・統合方針の決定
 - ⑨ 学校保管金、PTA会計などの整理・引継ぎ
 - ⑩ 記念式典の準備、実施
 - ⑪ PTA規約の改訂、役員等の再選出
 - ⑫ 統合後の学校運営協議会や学校関係者評価等のメンバーの調整
 - ⑬ 学校医や学校歯科医等の配置に関する調整、各種非常勤職員の任用に関する調整
 - ⑭ 通学区域に関する規則の改正、スクールバスの購入や運行委託、運行計画の策定
 - ⑮ 廃校となる校舎・校地の跡地利用の検討
- 統合を予定している教育委員会と学校においては、統合に伴い学校教育活動に支障が生じないように、先行の統合事例等も踏まえつつ必要となる事務をあらかじめ具体的にリストアップし、教育委員会と学校の間や学校内部の教職員間で適切な役割分担をし

⁴⁵ 文部科学省ホームページ（公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要について）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm

⁴⁶ 文部科学省ホームページhttp://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

ながら計画的に対応することが必要です。先行事例においては、教育委員会に統合準備の担当者を増強し、学校負担を大きく軽減した事例や、統合対象校に検討委員会と校務分掌に対応した専門の部会を設けて効率的な処理を行った事例もあります。また、こうした取組を行うに当たっては、国や都道府県からの教職員定数の加配の活用や市町村単費での支援も含め、実際の業務量に見合った適切な人的措置が行われる必要があります。

【統合の成果・課題の可視化】

- なお、統合により新たな学校づくりを行う際には、統合によって期待される効果がどの程度実現しているか、また想定された課題がどの程度改善又は解消されているかについて継続的に評価し、取組の強化や改善につなげることや、その状況を保護者や地域住民への説明に活用できるような工夫を準備することが取組を改善し続けることにつながります。このため、学校関係者評価や児童生徒アンケートのデザイン等を通じて、あらかじめ準備しておくことが重要です。

検証の例

単発の評価ではなく、**継続して評価を実施**。
検討過程についても評価を行い、継続的な適正規模・適正配置の検討につなげる。

観点の例

- ・ **目指す学校の姿の実現に関する評価**
合意形成過程で対話・議論された目指す地域の教育の姿が実現されているか。
- ・ **学校教育への満足度の評価**
児童生徒、保護者が学校教育に満足しているか。
- ・ **授業実施環境の評価**
教職員が授業等を実施する環境として満足しているか。
- ・ **地域に与えた影響への評価**
学校の統合・維持により地域にはどのような影響があったか。
- ・ **過程への評価**
合意形成過程に対する評価。
多様な関係者が参画できていたか、対話・議論の場が設定されていたか。
- ・ **費用面の評価**
必要となる費用（ランニングコストを含む）の当初予定との比較。

留意点

- ・ 学校統合を行った場合、
統合直後は環境の変化から一時的に評価が大きく動く可能性。
検証は単発ではなく継続して見取ることが重要。
- ・ **学校維持を選択した場合**であっても次回の検討に活かすために**検証を実施**。
- ・ **検討過程から検証を意識**し、どのような評価項目・観点が適切かを検討。

検証の視点

小学校統合後の教育環境に関する検証	・ 小学校統合によって、「望ましい学校規模」の確保や教職員の体制の充実化が図られたか。 ・ 小学校統合が児童にとって、より良い教育環境(学習面や学校生活面)の向上に繋がったか。 ・ 小学校統合前に懸念されていた児童の通学の安全確保や不安感の解消が図られているか。 ・ 小学校統合に伴い、学校運営上、どのような効果や課題があったか。
小学校統合までの進め方に関する検証	・ 小学校統合までの進め方(手順やスケジュールなど)に、どのような課題があったか。 ・ 保護者や地域などとの協議のなかで、どのような意見が出されたか。
小学校統合に伴う地域活動に関する検証	・ 小学校統合に伴い、地域の活動にどのような影響があったか。 ・ 保護者や地域などとの協議のなかで、どのような意見が出されたか。
小学校統合に関する財政効果の検証	・ 小学校統合によって、市の財政に、どのような効果があったか。

検証結果／今後に向けた留意事項

	検証結果	今後に向けた留意事項
教育環境に関する検証	・ 全学年2クラス編成となり、教育条件・教育環境が向上した。 ・ バランスの取れた教員配置が可能となり、指導力向上と負担軽減が可能となった。 ・ 通学時の安全・安心が確保されたスクールバスの運行体制を構築した。 ・ 統合前に実施した交流授業や統合前後のきめ細やかな指導などによって、児童の不安感は軽減された。	・ 統合準備や新たな学校づくりには保護者や地域の理解と協力が不可欠であるため、十分に連携しながら進める必要がある。
進め方に関する検証	・ 統合の組み合わせが不明確だったため、様々な意見が出た。 ・ 統合までの手順やスケジュールが明示されず、不安の声が上がった。	・ 統合の組み合わせは中学校区単位を視点に置きながら、個別具体的な検討が必要。
地域活動に関する検証	・ 説明会や協議の場では、学校教育だけでなく地域活動やまちづくりに関して、幅広い分野から多くの意見、質問が出された。 ・ 跡地活用に地域の関心が寄せられ、総合支所が窓口となって協議を進めた。	・ 小学校は校区の拠点として地域住民の関心も高いことから、市教育委員会と首長部局が十分に連携し、庁内体制を構築した上で取り組む必要がある。
財政効果の検証	・ 統合に要した一時的な経費は約3,800万円であった。 ・ 市の学校運営にかかる経常経費は、年間2,400万円の削減効果が見込まれる。	・ 小学校統合による教育環境の向上と老朽化対策を一体的・計画的に行う必要がある。

※令和6年度文部科学省「少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究」委託事業報告書を一部修正

(4) 地域の大学等との連携

- 大学等の高等教育機関には、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図り、地域を志向した教育・研究・社会貢献を進めることが期待されており、また、地方の大学等が、地域社会の持続的な発展をけん引しながら地方創生を推進していくことは、今後、大学等の果たすべき役割としてより重要となっていることが指摘されています⁴⁷。

⁴⁷ 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年2月21日中央教育

- 本章で述べてきた学校の小規模化に伴う課題の可視化、魅力ある学校づくり、統合により生じる課題への対応を含め、少子化に対応した活力ある学校づくりやそれと連動した形での地域コミュニティ全体の活性化は、地域の最重要課題の一つであり、これらに対応する上で、地域コミュニティの中核的存在としての大学等の知を生かすことも考えられます。
- 各市町村においては、地域の実情を踏まえ、その地域に所在する大学等や他の地域の大学等と様々な形で持続的・計画的に連携し、個々の研究者が持つ知見を積極的に活用したり、技術支援を受けたりすることはもとより、例えば組織間での連携協定を結ぶなどして、学校規模の適正化や小規模校を存続させる場合の活性化策も含め、活力ある地域コミュニティを作り出す観点から、大学等の持つ知や学生集団が持つ力を最大限活用することも考えられます。また、大学等においても、こうした市町村からの支援の要請に積極的に応えることにより、専門性の高い地域政策の担い手を育てるとともに、教育活動や研究活動の一層の高度化につなげることが期待されます。

4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実

(1) 学校統合を選択しない場合

- 1章(3)で述べたように、市町村の中には、様々な事情から学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校のまま存続させることが必要であるとする地域も存在するところです。学校が置かれた状況は様々であるため、一概には言えませんが、統合を選択しない主な場合としては、離島や山間部、豪雪地帯など、近隣の学校間の距離が遠すぎる、季節により交通事情が著しく異なるなど、学校統合に伴いスクールバス等を導入しても安全安心な通学ができないと判断される場合、学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合、学校間の距離が比較的近い大都市や市街化区域において、ドーナツ化現象等により学校が小規模化し、3章の(3)で述べたような対策を講じてもおお通学路の安全確保が難しい、宅地造成や再開発による大規模なマンション建設等により大幅な人口変動が繰り返されることが見込まれるなど、様々な地域事情により、当分の間、他の学校との統合を検討することが困難な場合、が考えられます。
- こうした場合は、学校の存置を選択することになる可能性が高いと考えられますが、あわせて、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要があります。
- なお、学校が余りにも小さな規模になってしまう場合や、通学距離が余りにも長くなってしまう場合、他の市町村に隣接する地域等に居住する児童生徒にとっての利便性が高い場合等は、地域の実情に応じて、慎重な検討を行った上で、事務委託等により近隣の市町村の学校へ通学させることも考えられます。また、小規模市町村においては、単独では学校の設置・管理を含めた様々な教育事務を適正に処理し難いような教育委員会事務局の体制面の課題があることも踏まえつつ、小規模市町村教育委員会間の広域連携という観点からも、事務委託のほか、例えば一部事務組合や広域連合といった制度を活用し、生活圏や文化圏としてその地域で認識されている複数の市町村で協力して学校を設置すること（組合立学校や広域連合立学校⁴⁸⁾）も考えられます⁴⁹⁾。

⁴⁸⁾ 「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第7回）（京都府相楽東部広域連合発表資料）資料3

https://www.mext.go.jp/content/20251114-mtx_syoto02-000045768_4.pdf

⁴⁹⁾ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。

(2) 小規模校のメリット最大化策

- 教育の機会均等を確保する観点からまず検討しなければならないのは、小規模であることの特徴を最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させる方策です。

【少人数を生かした指導の充実】

- 一般に小規模校には以下のような特徴が存在すると言われています。
 - ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
 - ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
 - ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
 - ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
 - ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
 - ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
 - ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
 - ⑧ 地域の協力が得られやすく、地域住民の方々の学校への積極的な参画を期待できるため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
 - ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる
- こうした小規模校の特徴を生かした指導を充実させる取組として、例えば以下のような取組を行うことが考えられます。
 - ① GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末等のICT環境を効果的に活用し、一定レベルの基礎学力を全ての児童生徒に保障する
 - ② 個別指導や補習の継続的な実施、学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などを総合的に実施する
 - ③ 少人数であることを生かすことでより効果を高めることが期待できる教育活動（例：外国語の発音や発表の指導、プレゼンテーション指導、音楽・美術・図画工作・体育等の実技指導）において、きめ細かな指導や繰り返し指導を徹底する
 - ④ 技能の向上の観点から、ICTを活用して運動のフォームや実習の作業等を動画撮影し、効果的な振り返りに活用する

第39条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第40条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、小学校又は義務教育学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

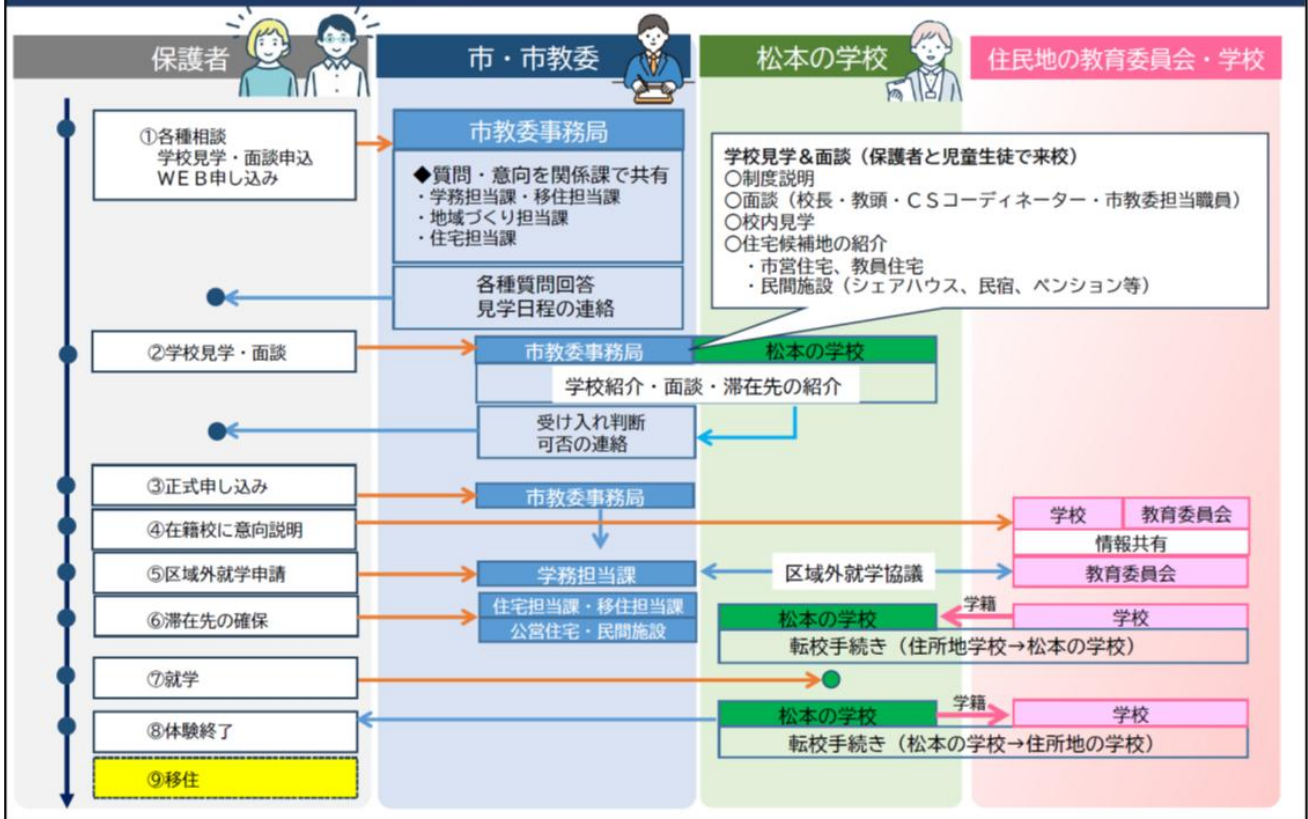
- ⑤ 総合的な学習の時間において個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させる
- ⑥ 少人数であることを生かして、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、踏み込んだ意見交換をさせる
- ⑦ 児童・生徒会活動や各種の班活動等を通じて、意図的に全ての児童生徒に全ての役職を経験させる
- ⑧ 隣接学年のみならず、学校全体での異年齢活動や協働学習、地域住民の参画を得た学習を年間を通じて計画的に実施する
- ⑨ 教育活動全体を通じて、校外学習も含めた様々な体験の機会や多様な意見・考え方に触れる機会を積極的に取り入れる

【特色あるカリキュラム編成、他地域からの就学者や異年齢児童生徒との交流等】

- 小中一貫教育や教育課程特例校制度なども必要に応じて活用しつつ、校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動や異年齢児童生徒との交流する活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成することも考えられます。その際、地域の高等学校との連携強化を図り、小・中・高を通じた特色化を図ることは地域の魅力づくりにとっても大きな意義を持つものと考えられます。
- また、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、地域の大学等とが連携し、これまでの関係団体等の研究の蓄積も踏まえて、複式学級の特性を生かした独自のカリキュラム・指導方法を開発し、各種研修等を通じて展開を図っていくことも考えられます。
- さらに、区域外就学・二地域居住を活用して、都市部の学校の児童生徒が地方の小規模校で学ぶことを支援する取組を行う市町村も見られます。この取組は児童生徒にとっては異なる生活圏から来た同世代の児童生徒と交流することで、異なるものの見方に触れる機会を得ることが期待できます。
- 特に郡部の小規模校においては、児童生徒数が少ないことや地域とのつながりが密接であること等を生かし、例えば市町村の補助や地域のNPO、まちづくり団体、商工業関係団体、伝統文化の保存・継承団体などの協力を得て、教育課程外で校外学習、体験活動、短期留学、ホームステイなどを行い、そこで得られた成果を学校教育活動に環流させるといった取組も考えられます。

長野県松本市の例

松本デュアルスクールの流れ



※令和7年度「学校魅力化フォーラム」長野県松本市発表資料抜粋
 ※「デュアルスクール」は株式会社あわえの登録商標です。

松本市で使用している書類の例：https://www.mext.go.jp/content/20260218-mtx_syoto02-000047440-3-3-33.pdf

デュアルスクールについて



受入までの仕組み

1. 受入学校を選定（町内小学校の中から）
2. 受入日程等を受入学校と協議・決定
3. 申込者を募集
4. 申込者のヒアリングを実施（あわせ）
5. 在籍学校長、教育委員会へデュアルスクール実施について打診
6. 申込者が体験入学承認申請書を提出
7. 高畠町教育委員会で申請書の審査・承認
8. オンライン顔合わせ（参加者、受入校、町、あわせ、移住コーディネーター）
9. 受入実施

2～5の段階で、申請者の宿泊先、レンタカー等交通、通学手段の調整。学校と持ち物確認。教育委員会とタブレット設定、給食費確認、教科書手配等様々な調整が必要。

※令和7年度「学校魅力化フォーラム」山形県高畠町発表資料抜粋
※「デュアルスクール」は株式会社あわえの登録商標です。

高畠町で使用している書類の例：https://www.mext.go.jp/content/20260218-mtx_syoto02-000047440-4-4-44.pdf

（３）小規模校のデメリット緩和策

- 教育の機会均等を確保する観点からは、小規模であることのデメリットを解消したり、緩和したりする方策を講じることが極めて重要です。

【社会性の涵養^{かんよう}、多様な考えに触れる機会の確保】

- 小規模校で不足しがちな社会性^{かんよう}を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保したり、様々な体験を積み重ねたりする観点から、例えば以下のような工夫が考えられます。
 - ① 小中一貫教育の導入により、小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模を確保する
 - ② 上級生がリーダー役となった異学年集団での協働学習や体験学習を年間を通じて計画的に実施する
 - ③ 山村留学・漁村留学⁵⁰、いわゆる小規模特認校制度⁵¹を含む区域外就学の導入、二地域居住の活用等により、児童生徒数や多様性を確保する

⁵⁰ 山村留学・漁村留学…自然豊かな農山漁村に、小・中学生がある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動のことを指します。

⁵¹ いわゆる小規模特認校制度とは、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもので、学校選択制の一類型です。

- ④ TV会議システムやオンライン会議システム、1人1台端末等のICT環境を活用し、他校との合同授業を継続的・計画的に実施する⁵²
- ⑤ 教室で不足する多様な意見を収集させる観点から、1人1台端末等を活用して他校の児童生徒等と情報を交換する
- ⑥ 他地域の学校や、本校・分校間で学校間ネットワークを構築し、1人1台端末等を活用して遠隔の合同授業を実施するとともに、スクールバス等を活用して定期的に互いの学校を実際に訪問して合同授業や合同行事を行う
- ⑦ 幼稚園、保育所、認定こども園や児童館などの児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等と小・中学校施設とを複合化することにより、異年齢交流の機会を増やす
- ⑧ コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の導入を契機として、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進して、社会性を涵養する機会を確保すること
- ⑨ 多様な意見に触れさせるために、保護者や地域住民の参画を得て、国語や総合的な学習の時間等でパネルディスカッション等を実施する
- ⑩ 放課後や長期休業期間等を活用し、学校教育と連携した多様な学習・体験プログラムを計画し、年間を通じて実施する
- ⑪ 発達段階に応じて集団生活や自治的活動を十分に経験させる（例：短期間の交換ホームステイ、1週間程度の通学合宿、寄宿舍等の宿泊施設を活用した1か月程度の教育活動等）
- ⑫ 社会教育活動の一環として、都会の子供たちのサマーキャンプやウィンターキャンプのような取組に地元の子供たちを参加させることにより、異なる環境で育った子供たちとの交流の場を確保する。

【多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める態度、向上心を高める方策】

- 一般に小規模校は同学年や学級内の児童生徒数が少ないために、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境を作りにくいという課題が指摘されています。こうした環境の下で、児童生徒に適度な競い合いの気持ちや向上心を育むためには、意図的な取組を積極的に行う必要があります。
- このため、例えば、上記のような合同の教育活動を活性化させるほか、過去の先輩が作った優れた作品等を蓄積し、積極的にモデルとして示すなどの取組が考えられます。また、小学校高学年以上は統合された学校に通いつつ、統合前の学校を分校として残した上で小学校低学年の間は当該分校に通わせ、本校と分校を連携させるという工夫を行っている例があり、このような工夫は分校として学校を存続させることで、地域コミュニティの拠点機能を維持することや小学校の低学年児童の徒歩での通学を可能に

⁵² ICT環境を活用することにより複式学級を単式化する工夫も考えられます。

するなど通学時の安全面に配慮できる面があります。このほか、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査など、各種の全国調査の結果や他校の活動の映像資料等を適切な配慮の下で活用したり、PTA等とも連携して各種の検定やコンクールへの参加を積極的に推奨したりするなどして、同世代全体の水準や他校の児童生徒の頑張っている姿を意識させながら指導の展開を図るといった工夫も考えられます。

- さらに、見学旅行や修学旅行などの機会を活用して、早い段階から様々な進路の選択肢を意識させ、学習意欲の向上を図るといった工夫や、他の自治体も含め別の地域の学校を「姉妹校」に指定して交流を深め、学校間での多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高めることにより児童生徒の意欲を高める環境を作るといった工夫も考えられます。複数校で連携することで児童生徒が多様な考えに触れる機会を確保する工夫を行う際に、校長の中から統括校長を指名し複数校のマネジメントを担わせることで複数校連携の実質化を図る工夫も考えられます。

【教職員の体制整備、育成等】

- 教職員数が少ないことに伴う様々な課題に対しては、各都道府県教育委員会の協力も得ながら、地域の実態に応じて以下のような工夫を講じることも考えられます。
 - ① 複数学校間で兼務発令を行い、教科免許保有者による指導を確保する
 - ② 複数学校間で教科等の専門性を生かした教師の巡回指導システムを導入する
 - ③ 複数学校間で学校事務を行うため、共同学校事務室を設置し、事務の効率化を図るとともに教師が子供と向き合う時間を増加させる（その際、将来の統合が予定されている学校間で共同学校事務室を設置することは統合の前後で円滑な学校運営も期待できる）
 - ④ 年間の行事予定や指導計画を複数校間であらかじめ調整し、校内研修や長期休業中等の研修は合同実施を基本とする
 - ⑤ ①や②に伴い、必要に応じ、各教科等の教育活動のうち効果的かつ適切なものを特定の期間に集中的に実施する
 - ⑥ 腰を据えて当該地域の教育に取り組んでもらうため、都道府県教育委員会と連携して、教師の採用及び人事において特定地域での勤務を前提とした「地域枠」を設ける
 - ⑦ 複数の教師に一つの学級を担当させることにより、多様な観点での評価や校務の適切な分担を可能とする
 - ⑧ 教職員育成の観点から、校長等の管理職がミドル層の教職員に対して意識的にリーダーとしての役割を果たす機会を設ける
 - ⑨ 小規模校の教職員と他の小規模校の教職員とのネットワークを構築（同一地方公共団体内である必要はなく他の地方公共団体とつなぐことも有効。）し、教職員が学び合う機会を増やす

- ⑩ 教職員の校務分掌のそれぞれの業務を1人ずつに任せずにチームとして対応する

【リソースの有効活用】

- 小規模校においては、児童生徒が共同で用いる教材教具等の整備に課題がある場合も見られます。小規模校の存続を選択する場合は、こうした面での充実を図ることがまず重要になりますが、資源の効率的な活用を図る観点からは例えば以下のような取組を工夫することも考えられます。
 - ① 他の学校や公立図書館等との間で、図書の相互融通等を行うシステムを構築する
 - ② 学校間で教材、教具等を共同利用するシステムを構築する
 - ③ 合同の教育活動の導入等を契機とし、関連するICT機器等を複数の市町村により共同で調達する

5章 休校した学校の再開

- 児童生徒数の減少に伴い学校の機能を停止するに当たっては、①当該学校を学校設置条例から削除し「廃校」とすること、②学校設置条例を改正して他の学校と「統合」することのほか、③将来的な学校再開の可能性も念頭に置いて、学校設置条例の改正は行わずに、いわゆる「休校」⁵³という扱いとすることが考えられます。
- こうした休校について、地域によっては、地域全体の振興策を総合的に検討する中で、学校の地域コミュニティの核としての役割や機能を重視して再開することを希望し、児童生徒の増加に伴って実際に再開を実現した事例もありますが、参考となる事例は限定的です。
- 本章では、一旦休校とした学校を再開させるための取組に関し、どのような工夫が考えられるかについて述べていきますが、休校となった学校は校内への人の出入りが少なくなるため、適切な管理を継続しない場合、学校施設が傷んでいくことや関係者以外の人間が無許可で侵入して施設を損壊する可能性があるなど治安上の問題も発生する懸念があります。そのため、休校とする場合は、再開に備えて定期的な簡易清掃や防犯上の見回りなどが必要となることや、それに伴う継続的な費用を負担することなどに留意することが必要です。

（１）再開に向けた取組の工夫

- 休校した学校の再開に向けた取組としては、市町村全体としての総合的な地域振興策の中で、当該地域への定住促進策や移住促進策を講じることを前提としつつ、例えば以下のような工夫を行うことが考えられます。

【学校選択制の部分的導入】

- 学校選択制を部分的に導入し、いわゆる「小規模特認校制度」を設けるなどして、当該再開を予定している学校に、当該市町村内のどこからでも就学できるシステムを構築することにより、一定の児童生徒数を確保することが考えられます。小規模特認校制度は全国の様々な自治体において導入されており、文部科学省が発行している学校選択制の事例集においても優れた取組事例を紹介しています⁵⁴。

⁵³ 休校という用語については、「災害や気象条件により、学校を臨時休業とする」といった意味で用いられる場合等もありますが、本手引では、「児童生徒数の減少に伴い学校の教育機能を停止するものの、将来的な再開の可能性も残しつつ、学校設置条例から削除しない措置」という意味で用いています。

⁵⁴ 文部科学省ホームページ（学校選択制等について）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-sentaku/

【区域外就学の促進】

- また、当該市町村の隣接市町村等の児童生徒の就学を促進する観点から、学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学に関する手続を簡便・迅速にするとともに、あらかじめホームページやリーフレット等により分かりやすい形で公表しておくことも考えられます。こうした措置を講ずる場合には、隣接市町村等に対しあらかじめ丁寧な説明や必要な調整を行っておくとともに、保護者や児童生徒にとって魅力ある特別なカリキュラムを編成する旨を明確にしておくことが効果的であると考えられます⁵⁵。
- 4章（2）で述べたとおり、区域外就学や、住民票と学籍を残したままの体験入学型を活用して地方と都市部の2つの学校で学ぶ取組を進めることも有効です。

【施設の維持管理及び活用方策】

- 休校施設については、適切に維持管理を行うとともに、地域の実情等に応じて有効活用することが望ましいものと考えられます。全国を取組の中には、児童福祉法に基づく放課後児童クラブや、放課後子供教室、公民館などの社会教育施設、地域住民のための体育施設等として有効活用している事例もあります。活用方策については文部科学省ホームページ「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」⁵⁶に掲載されている廃校の活用事例も適宜参考にすることが考えられます。
- また、こうした活用方策を検討するに当たっては、あらかじめ一定期間後の再開を視野に入れた取組を行うことも考えられます。例えば、再開後の学校において、通学合宿を導入したり、山村留学や漁村留学を受け入れることを想定し、学校の一部に寄宿舎として活用可能な設備を整備したり、宿泊可能なスペースを設けたりしつつ、当面、長期休業中等に都会の子供たちのサマーキャンプやウィンターキャンプの受皿として活用することも考えられます。
- 学校施設の一部を開放し、例えば社会教育施設や、地場産業の事業所を設けたり、地

⁵⁵ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）
（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

⁵⁶ 文部科学省ホームページhttp://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

域の伝統文化の保存・継承団体の活動拠点や芸術家村などとして活用したりすることによって、再開後の学校においてもこれらの団体や活動を教育資源として活用して、特色あるカリキュラムの編成・実施につなげることも考えられます。

（２）再開後の小規模校の活性化

【小規模校のメリット最大化、デメリットの最小化】

- 一旦休校となった学校を再開する場合、再開後の学校の多くは小規模校であることが想定されます。このため、４章の（２）及び（３）で述べたように、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫を積極的に講じることが極めて重要となります。

【特別な教育課程の編成】

- また、再開に当たっては、地域の児童生徒のみを念頭に置くのではなく、地域の豊かな自然や地域住民等との温かな触れ合いの機会等を最大限に生かし、教育課程特例校制度を活用したり、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成・実施する学びの多様化学校（学校教育法施行規則第５６条⁵⁷⁾）として再開したりといった工夫も考えられます。こうした特別な教育課程を編成する事例については、文部科学省ホームページで紹介しています⁵⁸⁾。

【国における支援メニューの活用等】

- なお、学校の再開に当たっては、必要に応じて施設の改修等に係る国庫補助、スクールバスの購入費の補助等のメニューを利用することが考えられます。また、こうした補助のほかにも、定数措置、教育課程等も含めた多様な工夫や支援措置の活用の可能性について、制度や事業を所管する文部科学省等に積極的に相談することも考えられます。

⁵⁷⁾ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）

第５６条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第５０条第１項、第５１条（中学校連携型小学校にあつては第５２条の３、第７９条の９第２項に規定する中学校併設型小学校にあつては第７９条の１２において準用する第７９条の５第１項）又は第５２条の規定によらないことができる。

⁵⁸⁾ 文部科学省ホームページ（学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm

6章 都道府県の指導・助言・援助の在り方

(1) 基本的な考え方

- 本手引においては、これまで学校設置者である市町村が学校規模の適正化を検討する場合や小規模校の存置を選択する場合の充実策について、一定の考え方を示してきました。また、国においても本手引と併せて、様々な支援策を講じています。
- しかし、交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など、各市町村・学校が置かれた状況は極めて多様であり、また少子化による人口減少等が進む中、市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も一層想定されるところです。学校や地域の将来については当該市町村が責任を持って主体的に考えるものではありませんが、この原則は都道府県が市町村への支援や関与について消極的な姿勢でよいことを意味するものではありません。広域の教育行政を担う各都道府県においては、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行い、市町村と伴走する姿勢が極めて重要です⁵⁹。

(2) 適正規模・適正配置に関する支援

【基準やガイドライン、手引等の策定】

- 組織的・計画的な指導・助言・援助を行っていくためには、それらの前提として学校規模適正化や小規模校の充実策に関する基本的な考え方を取りまとめておく必要があります。既に一部の都道府県では、域内の市町村の実態や要望も踏まえつつ、独自に学校規模の適正化の目安となる基準やガイドライン、手引き等を作成・配布しています。
- その中には、学級数のみならず、学校全体の児童生徒数や学級規模に着目したものや、山間へき地・離島など地域特性に配慮した特別な基準を定めているもの、基本となる基準以外に、学校統合の検討を開始するための基準（いわゆる要検討基準）を定めているものなど、それぞれの都道府県の実情を踏まえた独自の工夫が行われています。
- 各都道府県においては、本手引も参考としつつ、域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドラインを整備する（又は既に策定されているものを必要に応じて改訂する）ことが期待されます。そうした取組を行うに当たっては、例えば市町村教育長や校長会、自治体のまちづくり担当、

⁵⁹ いわゆる教育事務所（教職員人事に関する市町村教育委員会との連絡調整や指導主事による訪問指導などを担う、域内の市町村教育委員会に対する支援機関）を設置している都道府県においては、都道府県と市町村との連携において教育事務所の活用が重要となります。

大学等の参画を得た検討会議を設置して基本的な方針や留意事項をまとめたりするなどの工夫も考えられます。

- また、教育基本法第17条においては、地方公共団体に対して地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めることが努力義務として課せられています。こうした基本計画の中に、各都道府県域内の学校規模の適正化の推進や統合困難な小規模校の振興を適切に位置付け、地域の実態やニーズを十分踏まえながら、効果的な取組を推進していくことも考えられます。

【情報提供機能の強化】

- 県内の各市町村の実態を踏まえて、モデル的な統合のシミュレーション結果を情報提供している県や、全国各地の先進的な取組事例を積極的に収集し、情報提供している県も存在します。また、小規模な市町村でも、十分な情報や事例を基に学校規模の適正化の検討を進められるよう、都道府県が市町村同士の情報交換を促進する観点から、少子化に対応した優れた学校教育の取組事例を相互交流するフォーラム等の場を設定するといった工夫も考えられます。

【カリキュラム開発等への支援】

- 学校規模の適正化は設置者である市町村が主体的に検討する事項であることから、都道府県による支援はこれまで人事面での配慮が中心であり、積極的な施策展開は一部にとどまってきた経緯があります。一方、3章の（2）で既に述べたように、統合を契機として新たな学校をスタートさせるに当たっては、施設面での整備や人事面での配慮と併せて、「学校を核とした地域づくり」の取組を一層強化することや、特色ある魅力的なカリキュラムを導入することも重要であり、こうした面での支援を望む市町村も相当数存在するところです。
- また、国が後押しするGIGAスクール構想や学校DXについて、市町村が1人1台端末等のICT環境やクラウド型校務支援システムの整備にあたり、市町村の負担軽減の観点から当該都道府県の域内での共同調達を進めることも適切です。
- このため、都道府県教育委員会の指導担当部局と施設担当部局や教職員人事担当部局とが密接に連携協力して、統合の検討及び統合後の新たな学校づくりについて、支援の充実を図ることや、ワンストップで総合的な支援を行う体制を整えることも考えられます。また、国や都道府県単独のモデル事業の運用などにおいて、統合後の新たな学校づくりを積極的に支援するといった工夫も考えられます。
- 3章（3）で述べたとおり、スクールバスの導入にあたっては、運転手の確保に困難

があることが多くの地域で指摘されています。複数の市町村で連携してスクールバスを運行したり、その地域の公共交通機関を含めて検討したりするなどの工夫が考えられますので、都道府県の教育委員会は市町村同士の連携、協力を促すことに加え、当該都道府県の交通担当の首長部局との連携も含めて大きな役割が期待されます。

【財政面・人事面での支援】

- 3章（3）で述べた通り、統合前後での事務は膨大なものとなるため、教職員人事面での支援は任命権者である都道府県教育委員会の重要な役割となります。例えば、学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせることや、統合直後の児童生徒の環境が急激に変わらないよう、市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮したり、必要に応じてスクールカウンセラー等を派遣したりすることも考えられます。国においても統合支援のための教職員定数の加配措置を講じていますが、こうした加配の活用も含め、都道府県教育委員会において必要な教職員の確保を図ることが必要です。
- また、近年、課題として指摘されている学校における教職員の働き方改革や、保護者や地域の方から学校に対する過剰な要求等への対応など学校マネジメントが高度化・複雑化していることを踏まえ、学校規模に応じて適切な学校マネジメントを行えるような管理職の人事等を考慮することが適切です。合わせて、小規模校に着任する管理職の中には、小規模校での勤務経験がない又は少ない者もいる場合がありますので、都道府県における人事や研修等についての支援が重要となります。
- 加えて、統合を契機として先進的な教育活動を開始する場合などは、市町村の求めに応じて、新たな学校の教育課程や指導方法に対する意欲や適性のある教職員を意図的に配置するなど、新たな学校づくりを積極的に進めることができるような支援措置が必要です。
- なお、県によっては、市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助している事例も見られます。また、遠距離通学等に対する事業や校舎の新增築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援を行っている事例も見られます。

（3）統合困難な小規模校への支援の充実

- 統合困難な小規模校の教育活動の充実は、設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれます。具体的に講じる施策は各都道府県の実情や市町村のニーズ、具体的な課題を踏まえて検討されるべきですが、例えば以下のような工夫も考えられます。

【教職員配置の充実】

- 国の教職員定数の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消に計画的に取り組むことも考えられます。また、地理的な条件等が許す場合には、複数校間で教師を併任させることにより免許外指導を解消するといった取組や、加配を活用して力量のある教師が小規模校間を巡回して若手教師とティーム・ティーチングを行うことにより、教育活動の充実と若手教師の資質能力の向上を両立させるシステムを導入するといった取組も考えられます。
- また、共同学校事務室の設置を含め複数学校間で小・中学校事務を共同実施する体制を導入し、事務体制の効率化を推進することや教職員間での役割分担の大胆な見直しを図ること等により、管理職や教務主任等が学習指導・生徒指導に集中できる環境を整えることも考えられます。
- さらに、例えば当該地域出身教師の活用に関して、都道府県における採用及び人事配置において「地域枠」を設け、異動の在り方や異動年限などに特例を設けることにより、地域に愛着を持つ一定数の教職員が腰を据えて小規模校を抱える地域の教育の充実に取り組んでもらう仕組みを整備することも考えられます。

【教職員研修の充実】

- 小規模校では教師同士が指導技術を高め合う機会が少なくなりがちであることや、免許外指導が生ずることによる指導の質に対する懸念が指摘されています。特に複式学級においては通常の学校と異なる特別な指導技術が必要となりますが、そうしたニーズに対応した研修が必ずしも十分に行われていない状況が見られ、その充実が求められています。
- このため、都道府県教育委員会等においては、地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実を図ることが必要です。その際、複式学級の比率が高い都道府県においては、例えば学校現場から力量のある教師を期限を設けて登用したり、優れた退職人材を有効活用したりするなどして複式指導を専門に担当する指導主事を配置するといった工夫を行うことも考えられます。
- また、免許外教科指導については、担当する教師のニーズを的確に把握し、各種の現職研修の枠組みも活用しつつ、指導の改善に直結する研修の充実を図ることが考えられます。また、指導技術全般の向上の観点からは、都道府県として、モデル事業等を通じ、小規模校同士の年間を通じた合同の校内研修を推進するといった工夫も考えられます。

【モデル事業の実施】

- これまでも一部の県では、へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成が行われてきました。今後はこうしたことに加え、ＩＣＴの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携も視野に入れた研究が求められるとの指摘もあります。一部の県においては地元の教員養成系大学と連携協力して人口減少社会に対応した学校教育のモデル事業を開始しています。

- 今後は、例えば教育委員会や附属の教員研修センターと地域の教員養成系大学とが連携し、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等について共同研究を行うこと、これらを教職大学院等での現職派遣研修の公募に係る望ましい研究テーマの一つとして掲げること、そうした取組から生まれる様々な知見を蓄積し、教師の養成や研修の高度化の取組に反映したりすること等の工夫も考えられます。

「学校施設」に関する横断的勉強会

静岡県教育委員会教育施設課 2026.3

①ソフト(教育)×ハード(建築)、②県×市町(官)、③官(県市町)×学(大学等)×産(設計者等)が連携して、よりよい学校施設を作り、使い続けるための勉強会

従来の学校施設（画一的、質より量）

- ①多くの学校施設は一律の設計で昭和時代に作られる（高校も小中学校も片廊下形式RC造で教室は南窓65㎡）
- ①学校施設を使うのは教育委員会、学校施設を作るのは首長部局
- ②県教委は県立学校、市町教委は市町立学校
- ②市町教委にとって県教委は国庫の申請窓口（経由機関）
- ③大学やコンサル等の有識者の知見を活かす機会がない

近年の学校施設（多様化、高度化、量より質）

- ①昭和時代に作られた学校施設は適切な維持管理がされずに老朽化
- ①教育内容や社会的な変化により学校施設に求められるものは変化
- ①技術の発達等によりRC造だけでなくS造やW造でも建設可能に
- ②人口減少等により施設の共有化や複合化も視野に
- ②技術職員不足で経験の少ない基礎自治体は県等との連携は有効
- ③大学やコンサル等の有識者の知見を早期から取り入れる必要性

今後の学校施設

縮減社会に対応＝人口減少、限られた財源、費用対効果、維持管理性、共用化、複合化
教育内容の変化に対応＝施設の高度化・複雑化（ICT化；LAN、Wi-Fi等）
社会環境の変化に対応＝温暖化対応（空調、断熱等）、災害対応（地震、津波、浸水、土砂災害等）
脱炭素化に対応＝Zeb化、再生可能エネルギー、省エネ、木造、木質化等

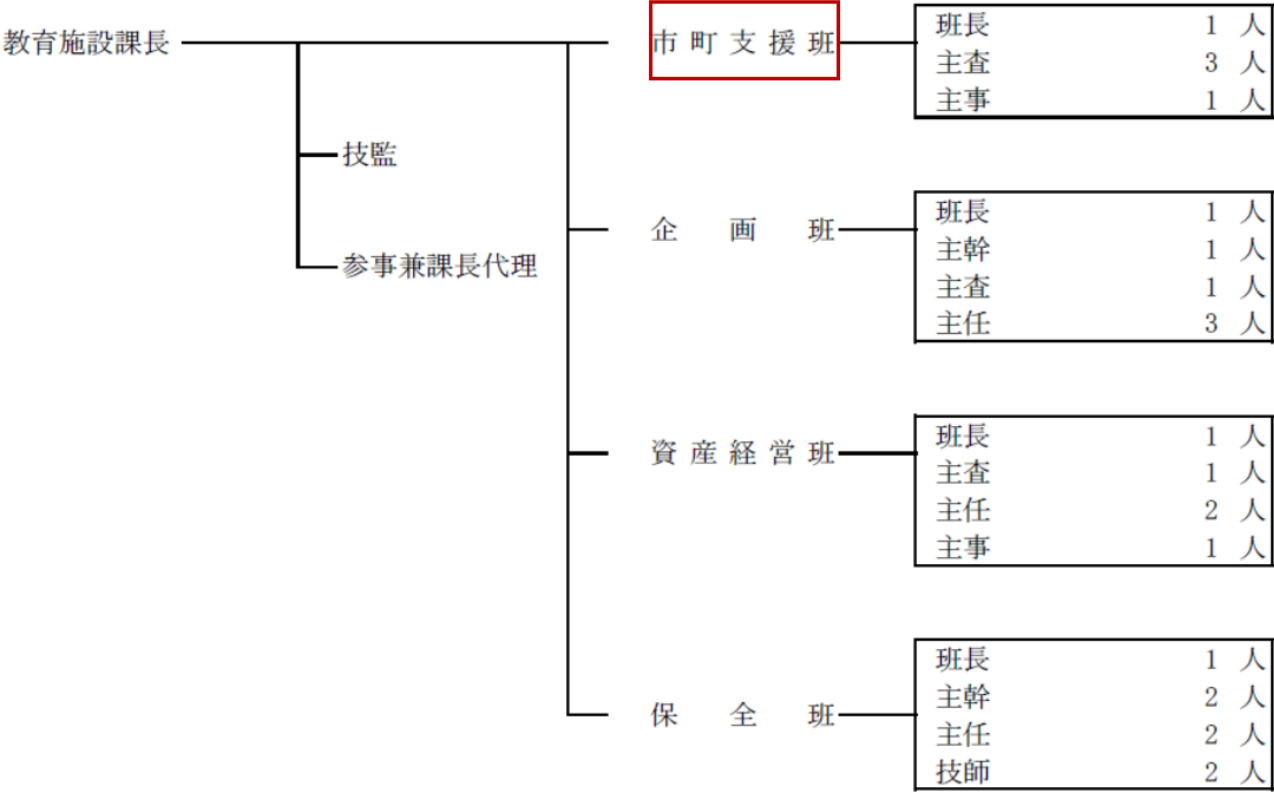
学校を作る人（県市町職員、設計者、施工者等）
学校を使う人（児童・生徒、教職員、住民等）
各分野の専門家（教育制度、施設の専門家等）

「学校施設の関係者」

勉強会

教育制度、国庫補助、設置基準、教育内容、建築構造、建設費用、施設性能、適正規模、適正配置、長寿命化、環境対策・・・学校施設に係る様々なテーマ

回	第1回 (R5.8.4 磐南高)	第2回 (R5.8.9 沼工高)	第3回 (R6.9.19 県庁)	第4回 (R6.10.15 アザレア)	第5回 (R7.2.21 アザレア)	第6回 (R7.8.25 焼津中)	第7回 (R8.3.6 蒲原中)	第8回 (未定)	目的 主旨
内容	・磐田市の小中再編計画 ・県立学校の長寿化計画と建替事例見学 ・長寿化計画（適正規模適正配置）	・裾野市の小中再編計画 ・県立学校の長寿化計画と建替事例見学 ・長寿化計画（適正規模適正配置）	・教育委員会の広域化（学校の共同設置や共同運営の仕組み）	・長寿化計画見直しの視点と適正規模・適正配置方針の進め方等・より良い教育環境の実現に向けた横断的な検討 ・学校施設の脱炭素化	・牧之原市の小中学校再編計画について（10校から2校へ4万人都市の挑戦） ・静岡県公共建築物ZEB化設計指針	・脱炭素社会の体育館空調を考える（今夏に全ての体育館空調設置が完了する焼津市の実例見学×市職員講話×脱炭素の専門家講話）	・施設一体型小中一貫教育校の整備（今春開校の施設見学×市職員講話×設計事務所） ・体育館空調アンケート結果 ・文科補助事務研修	・最近の学校建築事例を通して今後の学校施設の方向性（S、W造の長所と短所）	学校施設に係る様々なテーマを設定し、関係者が集まって、継続的に勉強会を開催
講師	静岡県磐田市コンサル	静岡県裾野市コンサル	静岡大	文科省コンサル 静岡理工科大	静岡県牧之原市	静岡県焼津市 静岡理工科大	静岡県・静岡市設計事務所 静岡理工科大	設計者等	関係者間の連携を深め、いつでも相談できるプラットフォームに
参加者	県市町各教委	県市町各教委	県市町各教委	県市町各教委	県市町各教委	県市町各教委	県市町各教委	県市町各教委	



※静岡県提供資料

おわりに

- これまで述べてきたように、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合いながら学んだり、社会性を高めたりするのが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、教育的な視点でこうした課題の解消を図っていくことが喫緊の課題となっています。
- その際、地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点からは、
 - ① 学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や
 - ② 地域の総力を挙げ、創意工夫を生かして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、市町村のいずれの選択も尊重されるべきものであることは言うまでもありません。
- 本手引には、市町村がこうした選択に係る検討を行う際の参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等に加え、全国教育委員会や学校現場の優れた取組事例や近年の政策動向等も踏まえつつ、「少子化に対応した活力ある学校づくり」に関わる具体的な工夫やアイデアの例をできる限り多く盛り込みました。
- 学校の設置の在り方については、全国一律の答えは存在せず、それぞれの市町村がその地域の実情をもとに、主体的な判断を行うことが重要であり、人口減少という厳しい現実を踏まえた「新しい時代の学校の姿」を、住民等様々な関係者との協働を通じて主体的に描き出すことが求められます。
- 最後に重ねて言及しますが、公立小・中学校の設置の在り方を最終的に判断するのは学校設置者である市町村です。文部科学省としては、各市町村が学校の小規模化に伴う諸問題に正面から向き合い、保護者や地域住民と共に課題を精緻に^{せいち}分析し、その結果の共有を行った上で、それぞれの地域で子供たちを健やかに育ていくための「最善の選択」につなげていただきたいと考えております。
- 各市町村が学校の適正規模・適正配置に関して継続的な検証を行うことが重要であると指摘した趣旨と同様に、文部科学省においても今後の必要となる改訂を見据えて各市町村における取組を把握し、定期的に改訂の要否を検証・検討していきます。

(文部科学省の相談窓口)

- 学校の統廃合など適正規模・適正配置の検討は、その地域における教育の在り方といったビジョンや計画だけでなく、新たな学校の設置や、既存の学校の統合、廃止される学校の扱いのほか、新たな学校の設置であれば、用地の選定から取得、学校施設といったハード面から、その学校で行う教育の内容といったソフト面、教職員の人事、給食等に至るまで様々な課題について扱うことになります。文部科学省における総合的な窓口や事案ごとの主な担当は次のとおりですが、どこに問い合わせればよいかわからないときはお気軽に総合的な窓口までお問い合わせください。

相談内容	相談先
総合的な窓口 (学校の適正規模・適正配置の考え方、合意形成、小中一貫教育、いわゆる小規模特認校、区域外就学・二地域居住、など)	初等中等教育局初等中等教育企画課 教育制度改革室
学校施設整備、廃校活用	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課
スクールバス購入費補助、教職員定数の加配措置	初等中等教育局財務課
端末を活用した学校間連携	初等中等教育局 参事官（デジタル学習基盤担当）付
教育課程の編成	初等中等教育局教育課程課
部活動の地域展開等	スポーツ庁地域スポーツ課、 文化庁参事官（芸術文化担当）付

連絡先：03-5253-4111（文部科学省代表）

平成27年手引きの作成協力者

(※五十音順、職名は平成27年1月1日時点)

天笠 茂	千葉大学教授	小川 正人	放送大学教授
貞広 斎子	千葉大学教授	早川 三根夫	岐阜市教育長
葉養 正明	文教大学教授		

**「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置
の在り方に関する調査研究協力者会議**

(同会議議論のまとめを踏まえ令和8年手引き改訂)

委員 (※五十音順、職名は令和8年3月1日時点)

加藤 崇英	茨城大学教授	貞広 斎子	千葉大学副学長・ 教授
猿田 和孝	五城目町役場 総務課主査	丹間 康仁	筑波大学人間系 准教授
牧野 光朗	追手門学院大学教授、 前長野県飯田市長		

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議」の会議資料は以下の文部科学省ホームページからご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/195/index.html